

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（昭和五十二年十一月十七日号外運輸省告示第五百八十五号）

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

第一条の二 規則第二条第一号ト(1)の告示で定める放射性物質は、次の各号のいずれかに該当するものの以外のものをいう。

一 放射能濃度が別表第一、別表第三、別表第四又は別表第五の第一欄の放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第四欄（別表第四及び別表第五にあつては、第三欄）に掲げる数量（以下「免除濃度」という。）未満のもの。

二 一の荷送人により輸送物を運搬するにあたり、当該輸送物すべてに含まれる放射能の総量が別表第一、別表第三、別表第四又は別表第五の第一欄の放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第五欄（別表第四及び別表第五にあつては、第四欄）に掲げる数量未満のもの。

三 鉱石等に含まれる放射性物質の放射能濃度が当該放射性物質の免除濃度の十倍を超えないもの。

四 放射性物質が含まれる製品であつて、国土交通大臣が適当と認めるもの。

2 規則第二条第一号ト(2)の告示で定める密度は、次の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度とする。

放射性物質の区分	密度
アルファ線を放出する低危険性の放射性物質（天然ウラン、劣化ウラン、天然トリウム、ウラン二三五、ウラン二三八及びトリウム二三二、鉱石、物理的精鉱及び化学的精鉱に含まれるトリウム二二八及びトリウム二三〇並びに物理的半減期が一〇日未満のものをいう。以下同じ。）以外のアルファ線を放出する放射性物質	毎平方センチメートル 〇・〇四ベクレル
アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質	毎平方センチメートル 〇・四ベクレル

（空容器の放射性物質の密度）

第一条の三 規則第五条の二第二号の告示で定める密度は、前条第二項の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度とする。

（核分裂性物質）

第二条 規則第七十一条第一項第二号の告示で定める放射性物質等は、ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三九、プルトニウム二四一及びこれらの化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（天然ウラン及び劣化ウラン（熱中性子炉で照射されたものを含む。）並びに核分裂性核種の質量の合計が〇・二五グラム未満のものを除く。）（以下「核分裂性物質」という。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものの以外のものとする。

一 ウラン二三五の濃縮度が一パーセント以下であつて、かつ、プルトニウム及びウラン二三三の質量の合計のウラン二三五の質量に対する比率が一〇〇分の一以下であつて、全体に均一に分布しているもの。ただし、ウラン二三五が金属、酸化物又は炭化物として存在するものにあつては、当該物質が格子状配列とならないものに限る。

二 硝酸ウラニル溶液のうち次に掲げる基準に適合するもの

イ ウラン二三五の濃縮度が二パーセント以下であること。

ロ プルトニウム及びウラン二三三の質量の合計のウランの質量に対する比率が一〇〇、〇〇〇分の二以下であること。

ハ 窒素の原子数の質量の合計のウランの質量の原子数に対する比率が二以上であること。

- 三 一又は二以上の輸送物を運搬するにあたり、ウラン二三五の濃縮度が五パーセント以下であつて、次に掲げる基準に適合するもの。ただし、当該輸送物に含まれる核分裂性核種の質量の合計が四十五グラム以下であるものに限る。
- イ ウラン二三五の質量が三・五グラム以下であること。
- ロ プルトニウム及びウラン二三三の質量の合計のウラン二三五の質量に対する比率が一〇〇分の一以下であること。
- 四 一又は二以上の輸送物を運搬するにあたり、個々の輸送物中の核分裂性核種の質量が二グラムを超えないもの。ただし、当該輸送物すべてに含まれる核分裂性核種の質量の合計が十五グラムを超えないものに限る。
- 五 一又は二以上の輸送物を専用積載として運搬するにあたり、当該輸送物すべてに含まれる核分裂性核種の質量が四十五グラムを超えないもの
- 六 前各号に掲げるもののほか、運搬中において臨界に達しない輸送物として国土交通大臣が適当と認めるもの
- (線量当量率の算定)

第三条 規則第七十三条第七号の告示で定める線量当量率は、一センチメートル線量当量率とする。ただし、国土交通大臣が適当と認めた場合はこの限りでない。

(L型輸送物に収納される核分裂性物質)

第三条の二 規則第七十三条第九号の告示で定める核分裂性物質は、第二条各号の一に該当するものをいう。

(L型輸送物として運送できる放射性物質等)

- 第四条 規則第八十条第一項第一号の放射性物質等として告示で定めるものは、次の各号の一に該当する放射性物質等とする。ただし、自然発火性の放射性物質等及び核分裂性物質（第二条各号の一に該当するものを除く。）を除く。
- 一 放射性物質等（六フッ化ウランにあつては、質量が〇・一キログラムを超えないものに限る。）であつて、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの

放射性物質等の区分		放射能の量
固	容易に散逸しない固体状の放射性物質等又はカプセルに密封された放射性物質等であつて、次に掲げる基準に適合するもの（以下「特別形放射性物質等」という。） イ 外接する直方体の少なくとも一辺が〇・五センチメートル以上であること。 ロ 別記第一に定めるところにより、衝撃試験及び打撃試験（長さが一〇センチメートル以上であり、かつ、長さの幅に対する比率が一〇以上である放射性物質等にあつては、衝撃試験、打撃試験及び曲げ試験）を行つた場合に損壊せず、加熱試験を行つた場合に熔融又は分散せず、並びに浸漬試験を行つた場合に水中への放射性物質の漏えい量が、二キロバクレルを超えないものであること。ただし、国土交通大臣の適当と認める基準による場合は、この限りでない。	別表第一から別表第四まで及び別表第六の第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第二欄に掲げる数量（以下「A ₁ 値」という。）の一、〇〇〇分の一
	特別形放射性物質等以外のもの	別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、

体			それぞれ当該各表の第三欄（別表第四及び別表第五にあつては、第二欄）に掲げる数量（以下「A ₂ 値」とい。）の一、〇〇〇分の一
液体	特別形放射性物質等又は特別形放射性物質等以外のもの		A ₂ 値の一〇、〇〇〇分の一
気体	トリチウム		〇・ハテラベクレル
	その他のもの	特別形放射性物質等	A ₁ 値の一、〇〇〇分の一
		特別形放射性物質等以外のもの	A ₂ 値の一、〇〇〇分の一

二 時計等の機器又は装置（放射性物質を封入する機能のみを有するものを除く。以下「機器等」という。）に含まれる放射性物質等であつて、次に掲げる基準に適合するもの（前号に掲げるものを除く。）

イ 次の表の上欄に掲げる放射性物質等の区分に応じ、機器等一個あたりに含まれる放射性物質等の放射能が、それぞれ同表の中欄に掲げる量を超えず、かつ、機器等が収納され、又は包装されている放射性輸送物一個あたりに含まれる放射性物質等の放射能が、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えないこと。

放射性物質等の区分			放射能の量	
			品目毎限度	輸送物毎限度
固体	特別形放射性物質等		A ₁ 値の一〇〇分の一	A ₁ 値
	特別形放射性物質等以外のもの		A ₂ 値の一〇〇分の一	A ₂ 値
液体	特別形放射性物質等又は特別形放射性物質等以外のもの		A ₂ 値の一、〇〇〇分の一	A ₂ 値の一〇分の一
気体	トリチウム		〇・ハテラベクレル	ハテラベクレル
	その他のもの	特別形放射性物質等	A ₁ 値の一、〇〇〇分の一	A ₁ 値の一〇〇分の一
		特別形放射性物質等以外のもの	A ₂ 値の一、〇〇〇分の一	A ₂ 値の一〇〇分の一

ロ 収納され、又は包装されていない状態で当該機器等の表面から一〇センチメートル離れた位置における線量当量率（線量当量率は、一センチメートル線量当量率とする。ただし、国土交通大臣が適当と認めた場合は、この限りでない。）の最大値（以下「最大線量当量率」という。）が毎時一〇〇マイクロシーベルトを超えないこと。

ハ 放射線発光塗料を用いていない機器等にあつては、「放射性」の文字又は「Radioactive」の文字が表示されていること。ただし、当該機器等に表示することが困難なものについては、当該機器等に表示することを要しない。

ニ 機器等で完全に封入されていること。

三 機器等を構成する照射されていない天然ウラン、照射されていない劣化ウラン若しくは照射されていない天然トリウム又はこれらの化合物であつて、次に掲げる基準に適合するもの（前二号に掲げるものを除く。）

イ 機器等に他の放射性物質が含まれないこと。

ロ 不活性材料で完全に覆われていること。

四 放射性物質等が収納されたことのある空の容器であつて、次に掲げる基準に適合するもの

イ 破損等がなく、かつ、確実に閉じられていること。

ロ 容器の構成部品に使用されているウラン又はトリウムの表面が不活性材料で完全に覆われていること。

ハ 内部の放射性物質の密度が第四条の三に定める密度の一〇〇倍を超えないこと。

ニ 放射性物質等を運送し、又は貯蔵した際に付された標札又はその際に行われた表示等が除去され、消され、又は覆われていること。

（表示を要する L 型輸送物）

第四条の二 規則第七十三条第六号の告示で定める放射性物質等は、前条第一号に掲げるものとする。

（L 型輸送物に係る表面密度限度）

第四条の三 規則第七十三条第八号の告示で定める密度は、次の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる固定されていない（通常の手扱いにおいて、はく離するおそれがある状態をいう。以下同じ。）放射性物質の密度とする。

放射性物質の区分	密 度
アルファ線を放出する低危険性の放射性物質以外のアルファ線を放出する放射性物質	毎平方センチメートル 〇・四ベクレル
アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質	毎平方センチメートル 四ベクレル

（A 型輸送物として運送できる放射性物質等の量の限度）

第五条 規則第八十条第一項第二号の告示で定める量は、次の表の上欄に掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能の量とする。

放射性物質等の区分	放射能の量
特別形放射性物質等	A ₁ 値
特別形放射性物質等以外のもの	A ₂ 値

（液体の放射性物質等が収納されている A 型輸送物）

第五条の二 規則第七十四条第四号イの告示で定める量は、A₂ 値とする。

2 規則第七十四条第四号イの告示で定める外国は、国際海上危険物規程（IMDG コード）の採択国とする。

（A 型輸送物に係る条件）

第六条 規則第七十四条第八号の告示で定める条件は、別記第三第一号に掲げる条件とする。

2 規則第七十四条第九号の告示で定める条件は、別記第三第二号に掲げる条件とする。

（BM 型輸送物に係る条件）

第七条 規則第七十五条第二号の告示で定める条件は、別記第四に掲げる条件とする。

第八条 規則第七十五条第三号の告示で定める条件は、別記第五に掲げる条件とする。

第八条の二 規則第七十五条第四号の告示で定める条件は、別記第六に掲げる条件とする。

（BM 型輸送物に係る漏えい量）

第九条 規則第七十五条第二号ロの告示で定める量は、A₂ 値の一、〇〇〇、〇〇〇分の一とする。

2 規則第七十五条第三号ロの告示で定める量は、A₂ 値とする。ただし、クリプトン八五にあつては、A₂ 値の一〇倍の放射能量とする。

（BM 型輸送物に係る放射能量）

第九条の二 規則第七十五条第四号の告示で定める量は、A₂ 値の一〇〇、〇〇〇倍の放射能の量とする。

（低比放射性物質等）

第十条 規則第八十条第二項の告示で定める低比放射性物質は、次の各号のいずれかに該当する放射性物質等（自然発火性のものを除く。）であつて、当該放射性物質等を集積した場合において、その表面から三メートル離れた位置における最大線量当量率が毎時一〇ミリシーベルトを超えないものとする。

一 次に掲げる放射性物質等（以下「LSA — I」という。）

イ ウラン又はトリウム鉱石又は精鉱

ロ 照射されていない天然ウラン、照射されていない劣化ウラン若しくは照射されていない天然トリウムであつて、固体状のもの、固体状若しくは液体状のこれらの化合物又はこれらの物質の一若しくは二以上を含む物質

ハ 核分裂性物質以外の放射性物質であつて、 A_2 値に制限がないもの

ニ 核分裂性物質以外の放射性物質が全体に均一に分布しており、かつ、平均放射能濃度（放射性物質等の全体について平均した放射能濃度をいう。以下同じ。）が免除濃度の三〇倍を超えないもの

二 前号に掲げる放射性物質等以外のものであつて、次の表の上欄の区分に応じ、同表の下欄に掲げる基準に適合するもの（以下「LSA－Ⅱ」という。）

放射性物質等の区分		基準
固 体	可燃性のものであつて、放射性物質が全体に分布しているもの	放射能の量が A_2 値の一〇〇倍（湖川港内のみを航行する船舶に積載されるものにあつては、 A_2 値の一〇倍）を超えず、かつ、平均放射能濃度が一グラム当たり A_2 値の一〇、〇〇〇分の一を超えないこと。
	可燃性でないものであつて、放射性物質が全体に分布しているもの	平均放射能濃度が一グラム当たり A_2 値の一〇、〇〇〇分の一を超えず、かつ、湖川港内のみを航行する船舶に積載されるものにあつては、放射能の量が A_2 値の一〇〇倍を超えないこと。
液 体	トリチウム水	放射能の量が四ペタベクレル（湖川港内のみを航行する船舶に積載されるものにあつては、〇・四ペタベクレル）を超えず、かつ、平均放射能濃度が一リットル当たり〇・八テラベクレルを超えないこと。
	トリチウム水以外のものであつて、放射性物質が全体に分布しているもの	放射能の量が A_2 値の一〇〇倍（湖川港内のみを航行する船舶に積載されるものにあつては、 A_2 値の一〇倍）を超えず、かつ、平均放射能濃度が一グラム当たり A_2 値の一〇〇、〇〇〇分の一を超えないこと。
気 体	放射性物質が全体に分布しているもの	放射能の量が A_2 値の一〇〇倍（湖川港内のみを航行する船舶に積載されるものにあつては、 A_2 値の一〇倍）を超えず、かつ、平均放射能濃度が一グラム当たり A_2 値の一〇、〇〇〇分の一を超えないこと。

三 前二号に掲げる放射性物質等以外の固体状のものであつて、次に掲げる基準に適合するもの（以下「LSA－Ⅲ」という。）

イ 放射性物質が全体に均一に分布していること。

ロ 可燃性のものにあつては放射能の量が A_2 値の一〇〇倍（湖川港内のみを航行する船舶に積載されるものにあつては、 A_2 値の一〇倍）、可燃性でないものにあつては湖川港内のみを航行する船舶に積載されるものの放射能の量が A_2 値の一〇〇倍を超えないこと。

ハ 平均放射能濃度が一グラム当たり A_2 値の一、〇〇〇分の一を超えないこと。

ニ 別記第二に定めるところにより、浸漬試験を行つた場合に放射性物質の漏えい量が A_2 値の一〇分の一を超えないこと。

2 規則第八十条第二項の告示で定める表面汚染物は、次の各号のいずれかに該当する放射性物質等（自然発火性のものを除く。）であつて、当該放射性物質等を集積した場合において、その表面から三メートル離れた位置における最大線量当量率が毎時一〇ミリシーベルトを超えず、かつ、放射能の量が A_2 値の一〇〇倍（湖川港内のみを航行する船舶に積載されるものにあつては、 A_2 値の一〇倍）を超えないものとする。

一 次の表の上欄に掲げる表面の汚染の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度を超えないもの（以下「SCO－Ⅰ」という。）

表面の汚染の区分		密度
接近できる表面の固定されていない汚染	アルファ線を放出する低危険性の放射性物質以外のアルファ線を放出する放射性物質	毎平方センチメートル 〇・四ベクレル
	アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質	毎平方センチメートル 四ベクレル
その他の汚染	アルファ線を放出する低危険性の放射性物質以外のアルファ線を放出する放射性物質	毎平方センチメートル 四キロベクレル
	アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質	毎平方センチメートル 四〇キロベクレル

二 次の表の上欄に掲げる表面の汚染の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度を超えないもの（以下「SCO－Ⅱ」という。）

表面の汚染の区分		密度
接近できる表面の固定されていない汚染	アルファ線を放出する低危険性の放射性物質以外のアルファ線を放出する放射性物質	毎平方センチメートル 四〇ベクレル
	アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質	毎平方センチメートル 四〇〇ベクレル
その他の汚染	アルファ線を放出する低危険性の放射性物質以外のアルファ線を放出する放射性物質	毎平方センチメートル 八〇キロベクレル
	アルファ線を放出しない放射性物質及びアルファ線を放出する低危険性の放射性物質	毎平方センチメートル 八〇〇キロベクレル

（低比放射性物質等に係る放射性輸送物の区分）

第十一条 規則第八十条第二項の告示で定める区分は、次の表の上欄に掲げる低比放射性物質等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射性輸送物の区分とする。

低比放射性物質等の区分		放射性輸送物の区分	
		専用積載により運送する場合	専用積載により運送しない場合
LSA－Ⅰ	固体	IP－Ⅰ型輸送物	IP－Ⅰ型輸送物
	液体又は気体	IP－Ⅰ型輸送物	IP－Ⅱ型輸送物
LSA－Ⅱ	固体	IP－Ⅱ型輸送物	IP－Ⅱ型輸送物
	液体又は気体	IP－Ⅱ型輸送物	IP－Ⅲ型輸送物
LSA－Ⅲ		IP－Ⅱ型輸送物	IP－Ⅲ型輸送物
SCO－Ⅰ		IP－Ⅰ型輸送物	IP－Ⅰ型輸送物
SCO－Ⅱ		IP－Ⅱ型輸送物	IP－Ⅱ型輸送物

（IP－Ⅱ型輸送物に係る条件）

第十二条 規則第七十八条第一項の告示で定める条件は、別記第七に掲げる条件とする。

（IP－Ⅲ型輸送物に係る条件）

第十二条の二 規則第七十九条第一項第二号の告示で定める条件は、別記第三第一号に定める条件とする。

（容器として使用されているタンク、コンテナ又はIBC容器）

第十二条の三 規則第七十八条第二項の告示で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

一 タンクにあつては、次に掲げる基準

イ 規則第七十七条に定める基準

ロ 二六五キロパスカルの圧力による試験を行つても漏えい又は著しい変形のないこと。

ハ 通常の運送状態で、表面における最大線量当量率の著しい増加がなく、かつ、当該最大線量当量率が毎時二ミリシーベルト（表面における最大線量当量率について規則第一百七条第三項の承認を受けた場合にあっては、毎時一〇ミリシーベルト）を超えないこと。

ニ 収納される放射性物質は、タンク内部の空間が当該タンクの容積の十パーセント以下とならないよう封入されること。ただし、国土交通大臣が適当と認める場合はこの限りでない。

ホ 放射性物質等以外の輸送に使用されないこと。

ヘ その他国土交通大臣が必要と認める基準

二 コンテナにあっては、次に掲げる基準

イ 前号イに定める基準

ロ 収納される放射性物質が固体状のものであること。

ハ 国土交通大臣が適当と認める試験の条件の下に置くこととした場合に、表面における最大線量当量率の著しい増加がなく、かつ、当該最大線量当量率が毎時二ミリシーベルト（表面における最大線量当量率について規則第一百七条第三項の承認を受けた場合にあっては、毎時一〇ミリシーベルト）を超えないこと。

ニ その他国土交通大臣が必要と認める基準

三 IBC容器にあっては、次に掲げる基準

イ 第一号イ及び前号ハに定める基準

ロ 船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）第二十五条の五第二項に定める容器等級Ⅰ又はⅡの危険物を収納する金属製IBC容器の基準（核分裂性輸送物に係る条件）

第十三条 規則第八十一条第一号イの告示で定める条件は、別記第八に掲げる条件とする。

第十三条の二 規則第八十一条第一号ロの告示で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 当該核分裂性輸送物と同一のものを別記第九に掲げる条件の下に置くこととした場合

二 当該核分裂性輸送物と同一のものであつて別記第八に掲げる条件の下に置いたものを、別記第九に掲げる条件の下に置くこととした場合

三 当該核分裂性輸送物と同一のものであつて別記第十に掲げる条件の下に置いたものを、別記第九に掲げる条件の下に置くこととした場合

四 当該核分裂性輸送物と同一のものであつて別記第八に掲げる条件の下に置いたものを、任意の配列方法で当該核分裂性輸送物の輸送制限個数の五倍に相当する個数を積載することとした場合であつて、別記第九第二号及び第三号に掲げる条件の下に置くこととしたとき。

五 当該核分裂性輸送物と同一のものであつて別記第十に掲げる条件の下に置いたものを、任意の配列方法で当該核分裂性輸送物の輸送制限個数の二倍に相当する個数を積載することとした場合であつて、別記第十一に掲げる条件の下に置くこととしたとき。

第十四条 規則第八十一条第二号の放射性物質等のうち告示で定めるものは、ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三九及びプルトニウム二四一とし、同号の臨界に影響を及ぼすものとして告示で定める物質は、ベリリウム、水素及びその化合物並びにこれらの含有物（重水素（天然に存在するものを除く。）を含むものに限る。）並びに黒鉛その他の炭素原子のみが結合した物質（核分裂性物質に対する当該物質の濃度が任意の一キログラムにつき一グラムを超えるものに限る。）をいう。

（六フッ化ウランを収納している放射性輸送物にかかる条件）

第十四条の二 規則第八十二条第二項の告示で定める量は〇・一キログラムとする。

第十四条の三 規則第八十二条第二項第一号の告示で定める条件のうち、イ及びロの基準に係る条件は別記第十二に掲げる条件とする。

第十四条の四 規則第八十二条第二項第一号の告示で定める条件のうち、イ及びハの基準に係る条件は別記第十三に掲げる条件とする。

第十四条の四の二 規則第八十二条第二項第一号の告示で定める条件のうち、二の基準に係る条件は別記第十四に掲げる条件とする。

（施設等の措置の対象）

第十四条の五 規則第八十五条第一項の告示で定める放射性物質等は、別表第七に定める放射性物質等とする。

（放射性輸送物の安全の確認）

第十四条の六 規則第八十七条第一項の告示で定める放射性物質等は、次の各号に掲げる放射性物質等とする。

一 別表第七第一号に定める放射性物質等

二 ○・一キログラム以上の六フッ化ウランが収納されている放射性輸送物

第十四条の六の二 規則第八十七条第一項の告示で定める放射性廃棄物等は、次の各号に掲げる放射性物質等とする。

一 放射性廃棄物

二 別表第七第一号に定める放射性物質等

第十四条の六の三 規則第八十七条第一項の告示で定める放射性物質は、○・一キログラム以上の六フッ化ウランとする。

第十四条の七 規則第八十七条第七項の告示で定める場合は、**BM** 型輸送物であつて、規則第七十五条第四号の基準と同等以上の基準の確認を受けていない場合とする。

（輸送指数の決定方法）

第十四条の八 規則第九十一条第二項の告示で定めるものは、次の各号により算出された値とする。

一 放射性輸送物にあつては、当該放射性輸送物の表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に一〇〇を乗じて得た値（タンク又はコンテナが容器として使用されている放射性輸送物にあつては、当該値に、規則第九十一条第二項第一号の表（以下この条において「表」という。）の上欄に掲げるタンク又はコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値）

二 外形が容易に変形しない構造を有するオーバーパックにあつては、当該オーバーパックの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に一〇〇を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるオーバーパックの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

三 放射性輸送物が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に一〇〇を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

（臨界安全指数の決定に用いられる輸送制限個数）

第十四条の九 規則第九十一条第三項の告示で定める輸送制限個数は、第十四条第四号又は第五号の輸送制限個数のうち、いずれか小なる輸送制限個数とする。

第十四条の十 規則第九十一条第三項第二号の表備考のウラン二三五の濃縮度に応じて告示で定める値は、次の表の上欄に掲げるウラン二三五の濃縮度に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値とし、同号の表備考の核分裂性核種のうち告示で定めるものは、ウラン二三五をいう。

ウラン二三五の濃縮度	A
一・五パーセント以下	二千二百
一・五パーセントを超え五パーセント以下	八百五十
五パーセントを超え十パーセント以下	六百六十
十パーセントを超え二十パーセント以下	五百八十

（放射性輸送物等の標札等）

第十五条 規則第九十二条第一項の告示で定める標札は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 規則第九十二条第一項の表（以下この条において「表」という。）第一号に掲げる放射性輸送物又はオーバーパック及び第四号に掲げるタンク又はコンテナにあつては、第一類白標札（第一号様式）
- 二 表第二号に掲げる放射性輸送物又はオーバーパック及び第五号に掲げるタンク又はコンテナにあつては、第二類黄標札（第一号様式）
- 三 表第三号に掲げる放射性輸送物又はオーバーパック及び第六号に掲げるタンク又はコンテナにあつては、第三類黄標札（第一号様式）
- 四 表第一号から第六号に掲げる放射性輸送物、オーバーパック、タンク又はコンテナであつて、副次危険性を有する放射性物質を収納するものにあつては、前三号の標札のほか、船舶による危険物の運送基準等を定める告示第一号様式副次危険性等級を示す標札
- 五 表第七号に掲げる核分裂性輸送物、オーバーパック、タンク又はコンテナにあつては、第一号から第四号の標札のほか、臨界安全指数標札（第一号様式）

2 規則第九十二条第二項の告示で定める識別番号は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 規則第八十六条の規定による設計の承認を受けた放射性輸送物 設計承認番号及び容器の製造番号
- 二 その他の放射性輸送物（L型輸送物及びIP-1型輸送物を除く。） 設計国の国際車両登録コード及び製造者の名称

第十六条 規則第九十二条第三項の告示で定める表示は、三葉マーク（第二号様式）とする。

第十七条 規則第九十二条第四項の告示で定める標識は、コンテナ標識（第三号様式）とする。

第十七条の二 規則第九十二条第六項の告示で定める基準は、国連番号を六五ミリメートル以上の大きさの黒色の数字で、次の各号に掲げるもののいずれかに記入することにより表示することとする。

- 一 コンテナ標識の下半分
- 二 第一類白標札、第二類黄標札若しくは第三類黄標札又はコンテナ標識に近接して付す国連番号用表示（第四号様式）

（線量）

第十七条の二の二 規則第九十四条第一項第五号の告示で定める線量は、一センチメートル線量当量とする。ただし、国土交通大臣が適当と認めた場合は、この限りではない。

（居住区域への積載禁止放射性輸送物）

第十七条の二の三 規則第九十四条第一項第六号の告示で定める放射性輸送物等は、規則第九十二条又は規則第百条第五項の規定により第二類黄標札（第一号様式）又は第三類黄標札（第一号様式）を付すこととされる放射性輸送物等とする。

（災害防止のための措置を要する放射性物質等）

第十七条の三 規則第九十六条の告示で定める放射性物質等は、別表第七に定める放射性物質等とする。

第十八条 削除

（低比放射性物質等の放射能の量の限度）

第十八条の二 規則第九十五条第六項の告示で定める量は、次の表の上欄に掲げる低比放射性物質等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能の量とする。

低比放射性物質等の区分	放射能の量	
	湖川港内のみを航行する船舶 以外の船舶の船倉若しくは区	湖川港内のみを航行する船舶の 船倉若しくは区画又は甲板の一

	画又は甲板の一定区域	定区域
LSA — 1	制限なし	制限なし
LSA — II 又は LSA — III であつて可燃性でない固体	制限なし	A ₂ 値の一〇〇倍
LSA — II 又は LSA — III であつて可燃性の固体又は液体若しくは気体	A ₂ 値の一〇〇倍	A ₂ 値の一〇倍
SCO — 1 又は SCO — II	A ₂ 値の一〇〇倍	A ₂ 値の一〇倍

(運送の安全の確認)

第十八条の三 規則第九十九条第一項の告示で定める場合は、次の各号に定める場合とする。

一 放射性輸送物、オーバーパック、放射性輸送物が収納されているコンテナ、規則第百条第一項各号に掲げる放射性輸送物としないで運送できる低比放射性物質等又は当該低比放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナを船内の数箇所に集貨（低比放射性物質等、低比放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナ、放射性輸送物、オーバーパック又は放射性輸送物が収納されているコンテナであつて、他の低比放射性物質等、他の低比放射性物質等が収納されているタンク若しくはコンテナ、他の放射性輸送物、他のオーバーパック又は他の放射性輸送物が収納されているコンテナとの間の距離が、隔壁又は甲板の有無にかかわらず、六メートル未満であるものの集合をいう。以下この条において同じ。）として積載する場合におけるそれらの輸送指数の合計又は臨界安全指数の合計のうち、いずれか大きい値が、一集貨について五〇を超える場合

二 船内に積載する各集貨の輸送指数の合計又は臨界安全指数の合計のうち、いずれか大きい値が、一船舶について二〇〇（湖川港内のみを航行する船舶に積載する場合にあつては、五〇）を超える場合

(放射性輸送物としないで運送できる低比放射性物質等)

第十八条の四 規則第百条第一項第一号の告示で定める低比放射性物質は、LSA — I とする。

第十八条の五 規則第百条第一項第二号の告示で定める表面汚染物は、SCO — I とする。

第十八条の六 規則第百条第一項第二号イの告示で定める密度は、第四条の三の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度とする。

(輸送指数の決定方法)

第十八条の六の二 規則第百条第四項の告示で定めるものは、次の各号により算出された値とする。

一 低比放射性物質等（タンクに収納されているものを除く。）又は低比放射性物質等が収納されているタンクにあつては、当該低比放射性物質等又はタンクの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に一〇〇を乗じて得た値に、規則第百条第四項第一号の表（以下この条において「表」という。）の上欄に掲げる低比放射性物質等又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

二 低比放射性物質等が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に一〇〇を乗じて得た値に、表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

第十八条の七 規則第百条第四項第一号の告示で定めるウラン又はトリウムの鉱石又は精鉱（以下「ウラン鉱石等」という。）は、次の表の上欄に掲げるウラン鉱石等とし、同号の告示で定める値は、当該ウラン鉱石等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値とする。

ウラン鉱石等の区分	値
ウラン又はトリウムの鉱石又は物理的精鉱	〇・四

トリウムの化学的精鉱	○・三
六フッ化ウラン以外のウランの化学的精鉱	○・〇二

（放射性輸送物等の標札等）

第十八条の七の二 規則第百条第五項の告示で定める標札は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 低比放射性物質等が収納されているタンク又はコンテナであつて、輸送指数が〇であるものにあつては、第一類白標札（第一号様式）
- 二 低比放射性物質等が収納されているタンク又はコンテナであつて、輸送指数が〇を超え、一を超えないものにあつては、第二類黄標札（第一号様式）
- 三 低比放射性物質等が収納されているタンク又はコンテナであつて、前二号に掲げるもの以外のものにあつては、第三類黄標札（第一号様式）
- 四 低比放射性物質等が収納されているタンク又はコンテナであつて、六フッ化ウランを収納するものにあつては、前三号の標札のほか、船舶による危険物の運送基準等を定める告示第一号様式副次危険性等級八を示す標札
- 五 低比放射性物質等が収納されているコンテナであつて、核分裂性輸送物を収納するものにあつては、第一号から第四号の標札のほか、臨界安全指数標札（第一号様式）

第十八条の八 規則第百条第十三項の告示で定める物質は、核分裂性核種（化合物に含まれるものを含む。）とし、同項の告示で定める量は、四一五グラムとする。

（放射線防護計画の記載事項）

第十九条 規則第百三条第三項の告示で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 輸送実施体制に関する事項
- 二 線量の測定方法及び線量評価に関する事項
- 三 放射性輸送物の表面の汚染に関する事項
- 四 放射性輸送物からの隔離及び防護に関する事項
- 五 緊急時の対応に関する事項
- 六 訓練及び教育に関する事項
- 七 品質保証に関する事項
- 八 その他国土交通大臣が必要と認める事項

第二十条 削除

（荷役場所に係る表面密度限度等）

第二十一条 規則第百五条の告示で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 表面の固定されていない汚染にあつては、第四条の三に定める密度
- 二 表面の固定されていない汚染以外の汚染にあつては、当該表面における最大線量当量率が毎時五マイクロシーベルト

（運送の届出）

第二十二条 規則第百六条第一項の告示で定める場合は、第十八条の三各号に定める場合とする。

（特別措置に係る被ばく管理のため必要な措置）

第二十三条 規則第百七条第一項第三号の告示で定める必要な措置は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 放射性物質等を自動車等に積載した状態で、自動車渡船により運送すること。
- 二 核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第四条第二項及び第十九条第三項各号又は放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）第四条第二項及び第十八条第三項各号の定めるところによること。
- 三 運送中に、放射性物質等を積載した自動車等について積込み又は取卸しを行わないこと。

第二十四条

（積付検査）規則第百十一条第一項の検査は、次の上欄に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ同

表の下欄に掲げる者が行う検査とする。

別表第七第一号に定める 放射性物質等	別表第七第二号又は第三号に定 める放射性物質等	別表第七に定める放射性物質等 以外の放射性物質
国土交通大臣	船籍地を管轄する地方運輸局長	船籍地を管轄する地方運輸局長 又は登録検査機関

附 則

この告示は、昭和五十三年一月一日から施行する。

附 則[昭和五四年九月二七日運輸省告示第五四八号]

この告示は、昭和五十四年十月一日から施行する。

附 則[昭和六三年十一月一九日運輸省告示第五五二号]

この告示は、昭和六十三年十一月二十六日から施行する。

附 則[平成元年二月二七日運輸省告示第八五号]

(施行期日)

- 1 この告示は、平成元年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている放射性物質等の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則[平成二年一二月四日運輸省告示第六〇二号]

この告示は、平成三年一月一日から施行する。

附 則[平成五年一二月二七日運輸省告示第七六四号]

この告示は、平成六年一月一日から施行する。

附 則[平成六年五月二五日運輸省告示第三五八号]

この告示は、平成六年六月一日から施行する。

前 文[抄][平成一二年一二月二八日運輸省告示第四一五号]

平成十三年一月六日から適用する。

前 文[抄][平成一三年六月二七日国土交通省告示第四一〇四号]

平成十三年七月六日から適用する。

附 則[平成一三年一二月一三日国土交通省告示第一七五九号]

この告示は、平成十四年一月一日から施行する。

前 文[抄][平成一五年一二月二二日国土交通省告示第四一六一七号]

平成十六年一月一日から適用する。

附 則[平成十六年十二月二十一日国土交通省告示第一六〇四号]

(施行期日)

第一条 この告示は、平成十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでの間、第一条の規定による改正後の船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示及び第二条の規定による改正後の船舶による危険物の運送基準等を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則[平成一八年一二月五日国土交通省告示第一四四八号抄]

(施行期日)

- 1 この告示は、平成十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則[平成二〇年五月三〇日国土交通省告示第六八二号]

この告示は、平成二十年七月一日から施行する。

附 則[平成二二年一二月二二日国土交通省告示第一五三〇号抄]

(施行期日)

- 1 この告示は、平成二十三年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則[平成二四年九月一四日国土交通省告示第一〇二三号]

この告示は、原子力規制委員会設置法[平成二四年六月法律第四七号]の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附 則[平成二六年一二月二二日国土交通省告示第千百八十二号]

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。

第三条 この告示による改正前の船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第十五条第一項第一号及び第十八条の七の二第一号の規定による第一類白標札、第十五条第一項第二号及び第十八条の七の二第二号の規定による第二類黄標札、第十五条第一項第三号及び第十八条の七の二第三号の規定による第三類黄標札及び第十五条第一項第五号及び第十八条の七の二第五号の規定による臨界安全指数標札は、改正後の船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示の規定にかかわらず、平成二十八年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

第四条 （略）

別表第一 （第一条の二及び第四条関係）

種類が明らかであり、かつ、一種類である放射性物質の場合の数量の限度

第 一 欄		第 二 欄	第 三 欄	第 四 欄	第 五 欄
原子 番号	放 射 性 物 質 の 種 類	特 別 形 放 射 性 物 質 等 で あ る 場 合 の 数 量 (A_1 値)	特 別 形 放 射 性 物 質 等 以 外 の 放 射 性 物 質 等 で あ る 場 合 の 数 量 (A_2 値)	放 射 能 濃 度	放 射 能 量
		単 位 TBq	単 位 TBq	単 位 Bq/g	単 位 Bq
1	^3H	40	40	1×10^6	1×10^9
4	^7Be	20	20	1×10^3	1×10^7
4	^{10}Be	40	6×10^{-1}	1×10^4	1×10^6
6	^{11}C	1	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
6	^{14}C	40	3	1×10^4	1×10^7
7	^{13}N	9×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^9
9	^{18}F	1	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
11	^{22}Na	5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
11	^{24}Na	2×10^{-1}	2×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
12	^{28}Mg	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
13	^{26}Al	1×10^{-1}	1×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
14	^{31}Si	6×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
14	^{32}Si	40	5×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
15	^{32}P	5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^3	1×10^5
15	^{33}P	40	1	1×10^5	1×10^8
16	^{35}S	40	3	1×10^5	1×10^8
17	^{36}Cl	10	6×10^{-1}	1×10^4	1×10^6
17	^{38}Cl	2×10^{-1}	2×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
18	^{37}Ar	40	40	1×10^6	1×10^8
18	^{39}Ar	40	20	1×10^7	1×10^4
18	^{41}Ar	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^2	1×10^9
19	^{40}K	9×10^{-1}	9×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
19	^{42}K	2×10^{-1}	2×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
19	^{43}K	7×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
20	^{41}Ca	制限なし	制限なし	1×10^5	1×10^7
20	^{45}Ca	40	1	1×10^4	1×10^7
20	^{47}Ca	3	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
21	^{44}Sc	5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
21	^{46}Sc	5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
21	^{47}Sc	10	7×10^{-1}	1×10^2	1×10^6

21	⁴⁸ Sc	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
22	⁴⁴ Ti	5×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
23	⁴⁸ V	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
23	⁴⁹ V	40	40	1×10^4	1×10^7
24	⁵¹ Cr	30	30	1×10^3	1×10^7
25	⁵² Mn	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
25	⁵³ Mn	制限なし	制限なし	1×10^4	1×10^9
25	⁵⁴ Mn	1	1	1×10^1	1×10^6
25	⁵⁶ Mn	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
26	⁵² Fe	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
26	⁵⁵ Fe	40	40	1×10^4	1×10^6
26	⁵⁹ Fe	9×10^{-1}	9×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
26	⁶⁰ Fe	40	2×10^{-1}	1×10^2	1×10^5
27	⁵⁵ Co	5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
27	⁵⁶ Co	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
27	⁵⁷ Co	10	10	1×10^2	1×10^6
27	⁵⁸ Co	1	1	1×10^1	1×10^6
27	^{58m} Co	40	40	1×10^4	1×10^7
27	⁶⁰ Co	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
28	⁵⁹ Ni	制限なし	制限なし	1×10^4	1×10^8
28	⁶³ Ni	40	30	1×10^5	1×10^8
28	⁶⁵ Ni	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
29	⁶⁴ Cu	6	1	1×10^2	1×10^6
29	⁶⁷ Cu	10	7×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
30	⁶⁵ Zn	2	2	1×10^1	1×10^6
30	⁶⁹ Zn	3	6×10^{-1}	1×10^4	1×10^6
30	^{69m} Zn	3	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
31	⁶⁷ Ga	7	3	1×10^2	1×10^6
31	⁶⁸ Ga	5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
31	⁷² Ga	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
32	⁶⁸ Ge	5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
32	⁷¹ Ge	40	40	1×10^4	1×10^8
32	⁷⁷ Ge	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
33	⁷² As	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
33	⁷³ As	40	40	1×10^3	1×10^7
33	⁷⁴ As	1	9×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
33	⁷⁶ As	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^2	1×10^5
33	⁷⁷ As	20	7×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
34	⁷⁵ Se	3	3	1×10^2	1×10^6
34	⁷⁹ Se	40	2	1×10^4	1×10^7

35	⁷⁶ Br	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
35	⁷⁷ Br	3	3	1×10^2	1×10^6
35	⁸² Br	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
36	⁷⁹ Kr	4	2	1×10^3	1×10^5
36	⁸¹ Kr	40	40	1×10^4	1×10^7
36	⁸⁵ Kr	10	10	1×10^5	1×10^4
36	^{85m} Kr	8	3	1×10^3	1×10^{10}
36	⁸⁷ Kr	2×10^{-1}	2×10^{-1}	1×10^2	1×10^9
37	⁸¹ Rb	2	8×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
37	⁸³ Rb	2	2	1×10^2	1×10^6
37	⁸⁴ Rb	1	1	1×10^1	1×10^6
37	⁸⁶ Rb	5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^2	1×10^5
37	⁸⁷ Rb	制限なし	制限なし	1×10^4	1×10^7
37	Rb(天然の混合比のもの)	制限なし	制限なし	1×10^4	1×10^7
38	⁸² Sr	2×10^{-1}	2×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
38	⁸⁵ Sr	2	2	1×10^2	1×10^6
38	^{85m} Sr	5	5	1×10^2	1×10^7
38	^{87m} Sr	3	3	1×10^2	1×10^6
38	⁸⁹ Sr	6×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
38	⁹⁰ Sr	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^2	1×10^4
38	⁹¹ Sr	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
38	⁹² Sr	1	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
39	⁸⁷ Y	1	1	1×10^1	1×10^6
39	⁸⁸ Y	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
39	⁹⁰ Y	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^3	1×10^5
39	⁹¹ Y	6×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
39	^{91m} Y	2	2	1×10^2	1×10^6
39	⁹² Y	2×10^{-1}	2×10^{-1}	1×10^2	1×10^5
39	⁹³ Y	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^2	1×10^5
40	⁸⁸ Zr	3	3	1×10^2	1×10^6
40	⁹³ Zr	制限なし	制限なし	1×10^3	1×10^7
40	⁹⁵ Zr	2	8×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
40	⁹⁷ Zr	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
41	^{93m} Nb	40	30	1×10^4	1×10^7
41	⁹⁴ Nb	7×10^{-1}	7×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
41	⁹⁵ Nb	1	1	1×10^1	1×10^6
41	⁹⁷ Nb	9×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
42	⁹³ Mo	40	20	1×10^3	1×10^8
42	⁹⁹ Mo	1	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6

43	^{95m} Tc	2	2	1×10^1	1×10^6
43	⁹⁶ Tc	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
43	^{96m} Tc	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^3	1×10^7
43	⁹⁷ Tc	制限なし	制限なし	1×10^3	1×10^8
43	^{97m} Tc	40	1	1×10^3	1×10^7
43	⁹⁸ Tc	8×10^{-1}	7×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
43	⁹⁹ Tc	40	9×10^{-1}	1×10^4	1×10^7
43	^{99m} Tc	10	4	1×10^2	1×10^7
44	⁹⁷ Ru	5	5	1×10^2	1×10^7
44	¹⁰³ Ru	2	2	1×10^2	1×10^6
44	¹⁰⁵ Ru	1	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
44	¹⁰⁶ Ru	2×10^{-1}	2×10^{-1}	1×10^2	1×10^5
45	⁹⁹ Rh	2	2	1×10^1	1×10^6
45	¹⁰¹ Rh	4	3	1×10^2	1×10^7
45	¹⁰² Rh	5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
45	^{102m} Rh	2	2	1×10^2	1×10^6
45	^{103m} Rh	40	40	1×10^4	1×10^8
45	¹⁰⁵ Rh	10	8×10^{-1}	1×10^2	1×10^7
46	¹⁰³ Pd	40	40	1×10^3	1×10^8
46	¹⁰⁷ Pd	制限なし	制限なし	1×10^5	1×10^8
46	¹⁰⁹ Pd	2	5×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
47	¹⁰⁵ Ag	2	2	1×10^2	1×10^6
47	^{108m} Ag	7×10^{-1}	7×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
47	^{110m} Ag	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
47	¹¹¹ Ag	2	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
48	¹⁰⁹ Cd	30	2	1×10^4	1×10^6
48	^{113m} Cd	40	5×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
48	¹¹⁵ Cd	3	4×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
48	^{115m} Cd	5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
49	¹¹¹ In	3	3	1×10^2	1×10^6
49	^{113m} In	4	2	1×10^2	1×10^6
49	^{114m} In	10	5×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
49	^{115m} In	7	1	1×10^2	1×10^6
50	¹¹³ Sn	4	2	1×10^3	1×10^7
50	^{117m} Sn	7	4×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
50	^{119m} Sn	40	30	1×10^3	1×10^7
50	^{121m} Sn	40	9×10^{-1}	1×10^3	1×10^7
50	¹²³ Sn	8×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
50	¹²⁵ Sn	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^2	1×10^5
50	¹²⁶ Sn	6×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^5

51	¹²² Sb	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^2	1×10^4
51	¹²⁴ Sb	6×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
51	¹²⁵ Sb	2	1	1×10^2	1×10^6
51	¹²⁶ Sb	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
52	¹²¹ Te	2	2	1×10^1	1×10^6
52	^{121m} Te	5	3	1×10^2	1×10^6
52	^{123m} Te	8	1	1×10^2	1×10^7
52	^{125m} Te	20	9×10^{-1}	1×10^3	1×10^7
52	¹²⁷ Te	20	7×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
52	^{127m} Te	20	5×10^{-1}	1×10^3	1×10^7
52	¹²⁹ Te	7×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
52	^{129m} Te	8×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
52	^{131m} Te	7×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
52	¹³² Te	5×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^2	1×10^7
53	¹²³ I	6	3	1×10^2	1×10^7
53	¹²⁴ I	1	1	1×10^1	1×10^6
53	¹²⁵ I	20	3	1×10^3	1×10^6
53	¹²⁶ I	2	1	1×10^2	1×10^6
53	¹²⁹ I	制限なし	制限なし	1×10^2	1×10^5
53	¹³¹ I	3	7×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
53	¹³² I	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
53	¹³³ I	7×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
53	¹³⁴ I	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
53	¹³⁵ I	6×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
54	¹²² Xe	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^2	1×10^9
54	¹²³ Xe	2	7×10^{-1}	1×10^2	1×10^9
54	¹²⁷ Xe	4	2	1×10^3	1×10^5
54	^{131m} Xe	40	40	1×10^4	1×10^4
54	¹³³ Xe	20	10	1×10^3	1×10^4
54	¹³⁵ Xe	3	2	1×10^3	1×10^{10}
55	¹²⁹ Cs	4	4	1×10^2	1×10^5
55	¹³¹ Cs	30	30	1×10^3	1×10^6
55	¹³² Cs	1	1	1×10^1	1×10^5
55	¹³⁴ Cs	7×10^{-1}	7×10^{-1}	1×10^1	1×10^4
55	^{134m} Cs	40	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^5
55	¹³⁵ Cs	40	1	1×10^4	1×10^7
55	¹³⁶ Cs	5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
55	¹³⁷ Cs	2	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^4
56	¹³¹ Ba	2	2	1×10^2	1×10^6
56	¹³³ Ba	3	3	1×10^2	1×10^6

56	^{133m} Ba	20	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
56	¹⁴⁰ Ba	5×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
57	¹³⁷ La	30	6	1×10^3	1×10^7
57	¹⁴⁰ La	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
58	¹³⁹ Ce	7	2	1×10^2	1×10^6
58	¹⁴¹ Ce	20	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^7
58	¹⁴³ Ce	9×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
58	¹⁴⁴ Ce	2×10^{-1}	2×10^{-1}	1×10^2	1×10^5
59	¹⁴² Pr	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^2	1×10^5
59	¹⁴³ Pr	3	6×10^{-1}	1×10^4	1×10^6
60	¹⁴⁷ Nd	6	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
60	¹⁴⁹ Nd	6×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
61	¹⁴³ Pm	3	3	1×10^2	1×10^6
61	¹⁴⁴ Pm	7×10^{-1}	7×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
61	¹⁴⁵ Pm	30	10	1×10^3	1×10^7
61	¹⁴⁷ Pm	40	2	1×10^4	1×10^7
61	^{148m} Pm	8×10^{-1}	7×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
61	¹⁴⁹ Pm	2	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
61	¹⁵¹ Pm	2	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
62	¹⁴⁵ Sm	10	10	1×10^2	1×10^7
62	¹⁴⁷ Sm	制限なし	制限なし	1×10^1	1×10^4
62	¹⁵¹ Sm	40	10	1×10^4	1×10^8
62	¹⁵³ Sm	9	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
63	¹⁴⁷ Eu	2	2	1×10^2	1×10^6
63	¹⁴⁸ Eu	5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
63	¹⁴⁹ Eu	20	20	1×10^2	1×10^7
63	¹⁵⁰ Eu (短半減期のもの)	2	7×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
63	¹⁵⁰ Eu (長半減期のもの)	7×10^{-1}	7×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
63	¹⁵² Eu	1	1	1×10^1	1×10^6
63	^{152m} Eu	8×10^{-1}	8×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
63	¹⁵⁴ Eu	9×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
63	¹⁵⁵ Eu	20	3	1×10^2	1×10^7
63	¹⁵⁶ Eu	7×10^{-1}	7×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
64	¹⁴⁶ Gd	5×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
64	¹⁴⁸ Gd	20	2×10^{-3}	1×10^1	1×10^4
64	¹⁵³ Gd	10	9	1×10^2	1×10^7
64	¹⁵⁹ Gd	3	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
65	¹⁵⁷ Tb	40	40	1×10^4	1×10^7

65	¹⁵⁸ Tb	1	1	1×10^1	1×10^6
65	¹⁶⁰ Tb	1	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
66	¹⁵⁹ Dy	20	20	1×10^3	1×10^7
66	¹⁶⁵ Dy	9×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
66	¹⁶⁶ Dy	9×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
67	¹⁶⁶ Ho	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^3	1×10^5
67	^{166m} Ho	6×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
68	¹⁶⁹ Er	40	1	1×10^4	1×10^7
68	¹⁷¹ Er	8×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
69	¹⁶⁷ Tm	7	8×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
69	¹⁷⁰ Tm	3	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
69	¹⁷¹ Tm	40	40	1×10^4	1×10^8
70	¹⁶⁹ Yb	4	1	1×10^2	1×10^7
70	¹⁷⁵ Yb	30	9×10^{-1}	1×10^3	1×10^7
71	¹⁷² Lu	6×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
71	¹⁷³ Lu	8	8	1×10^2	1×10^7
71	¹⁷⁴ Lu	9	9	1×10^2	1×10^7
71	^{174m} Lu	20	10	1×10^2	1×10^7
71	¹⁷⁷ Lu	30	7×10^{-1}	1×10^3	1×10^7
72	¹⁷² Hf	6×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
72	¹⁷⁵ Hf	3	3	1×10^2	1×10^6
72	¹⁸¹ Hf	2	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
72	¹⁸² Hf	制限なし	制限なし	1×10^2	1×10^6
73	¹⁷⁸ Ta (長半減期のもの)	1	8×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
73	¹⁷⁹ Ta	30	30	1×10^3	1×10^7
73	¹⁸² Ta	9×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^4
74	¹⁷⁸ W	9	5	1×10^1	1×10^6
74	¹⁸¹ W	30	30	1×10^3	1×10^7
74	¹⁸⁵ W	40	8×10^{-1}	1×10^4	1×10^7
74	¹⁸⁷ W	2	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
74	¹⁸⁸ W	4×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^2	1×10^5
75	¹⁸⁴ Re	1	1	1×10^1	1×10^6
75	^{184m} Re	3	1	1×10^2	1×10^6
75	¹⁸⁶ Re	2	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
75	¹⁸⁷ Re	制限なし	制限なし	1×10^6	1×10^9
75	¹⁸⁸ Re	4×10^{-1}	4×10^{-1}	1×10^2	1×10^5
75	¹⁸⁹ Re	3	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
75	Re (天然の混合比のもの)	制限なし	制限なし	1×10^6	1×10^9

76	¹⁸⁵ Os	1	1	1×10^1	1×10^6
76	¹⁹¹ Os	10	2	1×10^2	1×10^7
76	^{191m} Os	40	30	1×10^3	1×10^7
76	¹⁹³ Os	2	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
76	¹⁹⁴ Os	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^2	1×10^5
77	¹⁸⁹ Ir	10	10	1×10^2	1×10^7
77	¹⁹⁰ Ir	7×10^{-1}	7×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
77	¹⁹² Ir	1	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^4
77	¹⁹⁴ Ir	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^2	1×10^5
78	¹⁸⁸ Pt	1	8×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
78	¹⁹¹ Pt	4	3	1×10^2	1×10^6
78	¹⁹³ Pt	40	40	1×10^4	1×10^7
78	^{193m} Pt	40	5×10^{-1}	1×10^3	1×10^7
78	^{195m} Pt	10	5×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
78	¹⁹⁷ Pt	20	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
78	^{197m} Pt	10	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
79	¹⁹³ Au	7	2	1×10^2	1×10^7
79	¹⁹⁴ Au	1	1	1×10^1	1×10^6
79	¹⁹⁵ Au	10	6	1×10^2	1×10^7
79	¹⁹⁸ Au	1	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
79	¹⁹⁹ Au	10	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
80	¹⁹⁴ Hg	1	1	1×10^1	1×10^6
80	^{195m} Hg	3	7×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
80	¹⁹⁷ Hg	20	10	1×10^2	1×10^7
80	^{197m} Hg	10	4×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
80	²⁰³ Hg	5	1	1×10^2	1×10^5
81	²⁰⁰ Tl	9×10^{-1}	9×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
81	²⁰¹ Tl	10	4	1×10^2	1×10^6
81	²⁰² Tl	2	2	1×10^2	1×10^6
81	²⁰⁴ Tl	10	7×10^{-1}	1×10^4	1×10^4
82	²⁰¹ Pb	1	1	1×10^1	1×10^6
82	²⁰² Pb	40	20	1×10^3	1×10^6
82	²⁰³ Pb	4	3	1×10^2	1×10^6
82	²⁰⁵ Pb	制限なし	制限なし	1×10^4	1×10^7
82	²¹⁰ Pb	1	5×10^{-2}	1×10^1	1×10^4
82	²¹² Pb	7×10^{-1}	2×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
83	²⁰⁵ Bi	7×10^{-1}	7×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
83	²⁰⁶ Bi	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
83	²⁰⁷ Bi	7×10^{-1}	7×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
83	²¹⁰ Bi	1	6×10^{-1}	1×10^3	1×10^6

83	^{210m} Bi	6×10^{-1}	2×10^{-2}	1×10^1	1×10^5
83	²¹² Bi	7×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
84	²¹⁰ Po	40	2×10^{-2}	1×10^1	1×10^4
85	²¹¹ At	20	5×10^{-1}	1×10^3	1×10^7
86	²²² Rn	3×10^{-1}	4×10^{-3}	1×10^1	1×10^8
88	²²³ Ra	4×10^{-1}	7×10^{-3}	1×10^2	1×10^5
88	²²⁴ Ra	4×10^{-1}	2×10^{-2}	1×10^1	1×10^5
88	²²⁵ Ra	2×10^{-1}	4×10^{-3}	1×10^2	1×10^5
88	²²⁶ Ra	2×10^{-1}	3×10^{-3}	1×10^1	1×10^4
88	²²⁸ Ra	6×10^{-1}	2×10^{-2}	1×10^1	1×10^5
89	²²⁵ Ac	8×10^{-1}	6×10^{-3}	1×10^1	1×10^4
89	²²⁷ Ac	9×10^{-1}	9×10^{-5}	1×10^{-1}	1×10^3
89	²²⁸ Ac	6×10^{-1}	5×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
90	²²⁷ Th	10	5×10^{-3}	1×10^1	1×10^4
90	²²⁸ Th	5×10^{-1}	1×10^{-3}	1×10^0	1×10^4
90	²²⁹ Th	5	5×10^{-4}	1×10^0	1×10^3
90	²³⁰ Th	10	1×10^{-3}	1×10^0	1×10^4
90	²³¹ Th	40	2×10^{-2}	1×10^3	1×10^7
90	²³² Th	制限なし	制限なし	1×10^1	1×10^4
90	²³⁴ Th	3×10^{-1}	3×10^{-1}	1×10^3	1×10^5
90	Th (天然の混合比のもの)	制限なし	制限なし	1×10^0	1×10^3
91	²³⁰ Pa	2	7×10^{-2}	1×10^1	1×10^6
91	²³¹ Pa	4	4×10^{-4}	1×10^0	1×10^3
91	²³³ Pa	5	7×10^{-1}	1×10^2	1×10^7
92	²³⁰ U (F)	40	1×10^{-1}	1×10^1	1×10^5
92	²³⁰ U (M)	40	4×10^{-3}	1×10^1	1×10^4
92	²³⁰ U (S)	30	3×10^{-3}	1×10^1	1×10^4
92	²³² U (F)	40	1×10^{-2}	1×10^0	1×10^3
92	²³² U (M)	40	7×10^{-3}	1×10^1	1×10^4
92	²³² U (S)	10	1×10^{-3}	1×10^1	1×10^4
92	²³³ U (F)	40	9×10^{-2}	1×10^1	1×10^4
92	²³³ U (M)	40	2×10^{-2}	1×10^2	1×10^5
92	²³³ U (S)	40	6×10^{-3}	1×10^1	1×10^5
92	²³⁴ U (F)	40	9×10^{-2}	1×10^1	1×10^4
92	²³⁴ U (M)	40	2×10^{-2}	1×10^2	1×10^5
92	²³⁴ U (S)	40	6×10^{-3}	1×10^1	1×10^5
92	²³⁵ U	制限なし	制限なし	1×10^1	1×10^4
92	²³⁶ U (F)	制限なし	制限なし	1×10^1	1×10^4
92	²³⁶ U (M)	40	2×10^{-2}	1×10^2	1×10^5

92	²³⁶ U (S)	40	6×10^{-3}	1×10^1	1×10^4
92	²³⁸ U	制限なし	制限なし	1×10^1	1×10^4
92	U (天然の混合比のもの)	制限なし	制限なし	1×10^0	1×10^3
92	U (未照射、かつ濃縮度20%以下のもの)	制限なし	制限なし	1×10^0	1×10^3
92	U (劣化したもの)	制限なし	制限なし	1×10^0	1×10^3
93	²³⁵ Np	40	40	1×10^3	1×10^7
93	²³⁶ Np (短半減期のもの)	20	2	1×10^3	1×10^7
93	²³⁶ Np (長半減期のもの)	9	2×10^{-2}	1×10^2	1×10^5
93	²³⁷ Np	20	2×10^{-3}	1×10^0	1×10^3
93	²³⁹ Np	7	4×10^{-1}	1×10^2	1×10^7
94	²³⁶ Pu	30	3×10^{-3}	1×10^1	1×10^4
94	²³⁷ Pu	20	20	1×10^3	1×10^7
94	²³⁸ Pu	10	1×10^{-3}	1×10^0	1×10^4
94	²³⁹ Pu	10	1×10^{-3}	1×10^0	1×10^4
94	²⁴⁰ Pu	10	1×10^{-3}	1×10^0	1×10^3
94	²⁴¹ Pu	40	6×10^{-2}	1×10^2	1×10^5
94	²⁴² Pu	10	1×10^{-3}	1×10^0	1×10^4
94	²⁴⁴ Pu	4×10^{-1}	1×10^{-3}	1×10^0	1×10^4
95	²⁴¹ Am	10	1×10^{-3}	1×10^0	1×10^4
95	^{242m} Am	10	1×10^{-3}	1×10^0	1×10^4
95	²⁴³ Am	5	1×10^{-3}	1×10^0	1×10^3
96	²⁴⁰ Cm	40	2×10^{-2}	1×10^2	1×10^5
96	²⁴¹ Cm	2	1	1×10^2	1×10^6
96	²⁴² Cm	40	1×10^{-2}	1×10^2	1×10^5
96	²⁴³ Cm	9	1×10^{-3}	1×10^0	1×10^4
96	²⁴⁴ Cm	20	2×10^{-3}	1×10^1	1×10^4
96	²⁴⁵ Cm	9	9×10^{-4}	1×10^0	1×10^3
96	²⁴⁶ Cm	9	9×10^{-4}	1×10^0	1×10^3
96	²⁴⁷ Cm	3	1×10^{-3}	1×10^0	1×10^4
96	²⁴⁸ Cm	2×10^{-2}	3×10^{-4}	1×10^0	1×10^3
97	²⁴⁷ Bk	8	8×10^{-4}	1×10^0	1×10^4
97	²⁴⁹ Bk	40	3×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
98	²⁴⁸ Cf	40	6×10^{-3}	1×10^1	1×10^4
98	²⁴⁹ Cf	3	8×10^{-4}	1×10^0	1×10^3

98	²⁵⁰ Cf	20	2×10^{-3}	1×10^1	1×10^4
98	²⁵¹ Cf	7	7×10^{-4}	1×10^0	1×10^3
98	²⁵² Cf	1×10^{-1}	3×10^{-3}	1×10^1	1×10^4
98	²⁵³ Cf	40	4×10^{-2}	1×10^2	1×10^5
98	²⁵⁴ Cf	1×10^{-3}	1×10^{-3}	1×10^0	1×10^3

備考 1 (F)は輸送の平常時及び事故時の両方の条件において、UF₆、UO₂F₂、及び UO₂(NO₃)₂ の化学形をとるウラン化合物にのみ適用し、(M)は輸送の平常時及び事故時の両方の条件において、UO₃、UF₄、UCl₄、及び 6 価の化合物の化学形をとるウラン化合物にのみ適用し、(S)は(F)及び(M)に定めた以外のすべてのウラン化合物に適用する。

備考 2 第一欄に掲げる放射性物質のうち、次表の親核種の欄に掲げるものの第二欄及び第三欄に掲げる数量は、次表の子孫核種の欄に掲げる放射性物質を考慮して算定されている。

親核種	子孫核種
²⁸ Mg	²⁸ Al
⁴² Ar	⁴² K
⁴⁷ Ca	⁴⁷ Sc
⁴⁴ Ti	⁴⁴ Sc
⁵² Fe	^{52m} Mn
⁶⁰ Fe	^{60m} Co
^{69m} Zn	⁶⁹ Zn
⁶⁸ Ge	⁶⁸ Ga
⁸³ Rb	^{83m} Kr
⁸² Sr	⁸² Rb
⁹⁰ Sr	⁹⁰ Y
⁹¹ Sr	^{91m} Y
⁹² Sr	⁹² Y
⁸⁷ Y	^{87m} Sr
⁹⁵ Zr	^{95m} Nb
⁹⁷ Zr	^{97m} Nb、 ⁹⁷ Nb
⁹⁹ Mo	^{99m} Tc
^{95m} Tc	⁹⁵ Tc
^{96m} Tc	⁹⁶ Tc
¹⁰³ Ru	^{103m} Rh
¹⁰⁶ Ru	¹⁰⁶ Rh
¹⁰³ Pd	^{103m} Rh
^{108m} Ag	¹⁰⁸ Ag
^{110m} Ag	¹¹⁰ Ag
¹¹⁵ Cd	^{115m} In
^{114m} In	¹¹⁴ In

¹¹³ Sn
^{121m} Sn
¹²⁶ Sn
¹¹⁸ Te
^{127m} Te
^{129m} Te
^{131m} Te
¹³² Te
¹³⁵ I
¹²² Xe
¹³⁷ Cs
¹³¹ Ba
¹⁴⁰ Ba
¹⁴⁴ Ce
^{148m} Pm
¹⁴⁶ Gd
¹⁶⁶ Dy
¹⁷² Hf
¹⁷⁸ W
¹⁸⁸ W
¹⁸⁹ Re
¹⁹⁴ Os
¹⁸⁹ Ir
¹⁸⁸ Pt
¹⁹⁴ Hg
^{195m} Hg
²¹⁰ Pb
²¹² Pb
^{210m} Bi
²¹² Bi
²¹¹ At
²²² Rn
²²³ Ra
²²⁴ Ra
²²⁵ Ra
²²⁶ Ra
²²⁸ Ra
²²⁵ Ac
²²⁷ Ac
²²⁸ Th

^{113m} In
¹²¹ Sn
^{126m} Sb
¹¹⁸ Sb
¹²⁷ Te
¹²⁹ Te
¹³¹ Te
¹³² I
^{135m} Xe
¹²² I
^{137m} Ba
¹³¹ Cs
¹⁴⁰ La
^{144m} Pr, ¹⁴⁴Pr
¹⁴⁸ Pm
¹⁴⁶ Eu
¹⁶⁶ Ho
¹⁷² Lu
¹⁷⁸ Ta
¹⁸⁸ Re
^{189m} Os
¹⁹⁴ Ir
^{189m} Os
¹⁸⁸ Ir
¹⁹⁴ Au
¹⁹⁵ Hg
²¹⁰ Bi
²¹² Bi, ²⁰⁸Tl, ²¹²Po
²⁰⁶ Tl
²⁰⁸ Tl, ²¹²Po
²¹¹ Po
²¹⁸ Po, ²¹⁴Pb, ²¹⁸At, ²¹⁴Bi, ²¹⁴Po
²¹⁹ Rn, ²¹⁵Po, ²¹¹Pb, ²¹¹Bi, ²¹¹Po, ²⁰⁷Tl
²²⁰ Rn, ²¹⁶Po, ²¹²Pb, ²¹²Bi, ²⁰⁸Tl, ²¹²Po
²²⁵ Ac, ²²¹Fr, ²¹⁷At, ²¹³Bi, ²⁰⁹Tl, ²¹³Po, ²⁰⁹Pb
²²² Rn, ²¹⁸Po, ²¹⁴Pb, ²¹⁸At, ²¹⁴Bi, ²¹⁴Po
²²⁸ Ac
²²¹ Fr, ²¹⁷At, ²¹³Bi, ²⁰⁹Tl, ²¹³Po, ²⁰⁹Pb
²²³ Fr
²²⁴ Ra, ²²⁰Rn, ²¹⁶Po, ²¹²Pb, ²¹²Bi, ²⁰⁸Tl, ²¹²Po

²³⁴ Th	^{234m} Pa、 ²³⁴ Pa
²³⁰ Pa	²²⁶ Ac、 ²²⁶ Th、 ²²² Fr、 ²²² Ra、 ²¹⁸ Rn、 ²¹⁴ Po
²³⁰ U	²²⁶ Th、 ²²² Ra、 ²¹⁸ Rn、 ²¹⁴ Po
²³⁵ U	²³¹ Th
²⁴¹ Pu	²³⁷ U
²⁴⁴ Pu	²⁴⁰ U、 ^{240m} Np
^{242m} Am	²⁴² Am、 ²³⁸ Np
²⁴³ Am	²³⁹ Np
²⁴⁷ Cm	²⁴³ Pu
²⁴⁹ Bk	²⁴⁵ Am
²⁵³ Cf	²⁴⁹ Cm

備考3 第一覧に掲げる放射性物質のうち、次表の親核種の欄に掲げるものの第四欄及び第五欄に掲げる数量は、次表の子孫核種の欄に掲げる放射性物質を考慮して算定されている。

親核種	子孫核種
⁹⁰ Sr	⁹⁰ Y
⁹³ Zr	^{93m} Nb
⁹⁷ Zr	⁹⁷ Nb
¹⁰⁶ Ru	¹⁰⁶ Rh
^{108m} Ag	¹⁰⁸ Ag
¹³⁷ Cs	^{137m} Ba
¹⁴⁴ Ce	¹⁴⁴ Pr
¹⁴⁰ Ba	¹⁴⁰ La
²¹² Bi	²⁰⁸ Tl(0.36)、 ²¹² Po(0.64)
²¹⁰ Pb	²¹⁰ Bi、 ²¹⁰ Po
²¹² Pb	²¹² Bi、 ²⁰⁸ Tl(0.36)、 ²¹² Po(0.64)
²²² Rn	²¹⁸ Po、 ²¹⁴ Pb、 ²¹⁴ Bi、 ²¹⁴ Po
²²³ Ra	²¹⁹ Rn、 ²¹⁵ Po、 ²¹¹ Pb、 ²¹¹ Bi、 ²⁰⁷ Tl
²²⁴ Ra	²²⁰ Rn、 ²¹⁶ Po、 ²¹² Pb、 ²¹² Bi、 ²⁰⁸ Tl(0.36)、 ²¹² Po(0.64)
²²⁶ Ra	²²² Rn、 ²¹⁸ Po、 ²¹⁴ Pb、 ²¹⁴ Bi、 ²¹⁴ Po、 ²¹⁰ Pb、 ²¹⁰ Bi、 ²¹⁰ Po
²²⁸ Ra	²²⁸ Ac
²²⁸ Th	²²⁴ Ra、 ²²⁰ Rn、 ²¹⁶ Po、 ²¹² Pb、 ²¹² Bi、 ²⁰⁸ Tl(0.36)、 ²¹² Po(0.64)
²²⁹ Th	²²⁵ Ra、 ²²⁵ Ac、 ²²¹ Fr、 ²¹⁷ At、 ²¹³ Bi、 ²¹³ Po、 ²⁰⁹ Pb
Th(天然の混 合比のもの)	²²⁸ Ra、 ²²⁸ Ac、 ²²⁸ Th、 ²²⁴ Ra、 ²²⁰ Rn、 ²¹⁶ Po、 ²¹² Pb、 ²¹² Bi、 ²⁰⁸ Tl(0.36)、 ²¹² Po(0.64)
²³⁴ Th	²³⁴ Pa
²³⁰ U	²²⁶ Th、 ²²² Ra、 ²¹⁸ Rn、 ²¹⁴ Po
²³² U	²²⁸ Th、 ²²⁴ Ra、 ²²⁰ Rn、 ²¹⁶ Po、 ²¹² Pb、 ²¹² Bi、 ²⁰⁸ Tl(0.36)、

	²¹² Po(0.64)
²³⁵ U	²³¹ Th
²³⁸ U	²³⁴ Th、 ^{234m} Pa
U(天然の混合比のもの)	²³⁴ Th、 ^{234m} Pa、 ²³⁴ U、 ²³⁰ Th、 ²²⁶ Ra、 ²²² Rn、 ²¹⁸ Po、 ²¹⁴ Pb、 ²¹⁴ Bi、 ²¹⁴ Po、 ²¹⁰ Pb、 ²¹⁰ Bi、 ²¹⁰ Po
²³⁷ Np	²³³ Pa
^{242m} Am	²⁴² Am
²⁴³ Am	²³⁹ Np

別表第二（第四条関係）

種類が明らかであつて、一種類であり、かつ、別表第一に掲げる放射性物質以外の放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区 分	特別形放射性物質等である場合の数量（A ₁ 値） 単位 TBq	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量（A ₂ 値） 単位 TBq
1 2 に該当する場合以外の場合	1 の第一欄中のイ、ロ及びホの該当する区分に応じ、第二欄に掲げる数量のうち最も小さいものを A ₁ 値とする。ただし、40 を超える場合には、40 とする。	1 の第一欄中のイ、ロ、ハ、ニ及びホの該当する区分に応じ、第三欄に掲げる数量のうち該当する最も小さいものを A ₂ 値とする。ただし、40 を超える場合には、40 とする。
イ ガンマ線又はエックス線を放出する場合（陽電子消滅により発生するガンマ線を含む。）	$1 \times 10^{-13}/e_{pt}$	$1 \times 10^{-13}/e_{pt}$
ロ ベータ線を放出する場合	$1 \times 10^{-12}/e_{\beta}$	$2.8 \times 10^{-14}/h_{skin}$
ハ 吸入摂取又は経口摂取するおそれのある場合（船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量当量限度等を定める告示（平成元年運輸省告示第八十七号）（以下「線量告示」という。）別表第一中第二欄又は第三欄に数値の記載がある場合をいう。）	—	$5 \times 10^{-5}/e_{inh}$
ニ サブマージョンによる被ばくのおそれがある場合（	—	$1.9 \times 10^{-14}/h_{sub}$

線量告示別表第一第一欄に記載している化学形が「サブマージョン」である場合をいう。) ホ アルファ線を放出する場合	$5 \times 10^{-1}/e_{inh}$	$5 \times 10^{-5}/e_{inh}$
2 放出する放射線が一種類であり、当該放射性物質が原子核の崩壊連鎖を生ずるもの（以下「親核種」という。）であつて、その物理的半減期がその原子核の崩壊によつて生ずる放射性物質（以下「娘核種」という。）の物理的半減期より長く、かつ、娘核種の物理的半減期が10日以内である場合	親核種及び娘核種に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	親核種及び娘核種に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの
3 放出する放射線が二種類以上の場合（4に該当する場合を除く。）	それぞれの放射線に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	それぞれの放射線に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの
4 放出する放射線が二種類以上であり、当該放射性物質の物理的半減期が娘核種の物理的半減期より長く、かつ、娘核種の物理的半減期が10日以内である場合	それぞれの放射線に係る親核種及び娘核種に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	それぞれの放射線に係る親核種及び娘核種に対する1の第一欄の区分に応じ、それぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの

備考 e_{pt} は 1m の距離における放射性物質の実効線量率係数 ($Sv \cdot Bq^{-1} \cdot h^{-1}$) を、 e_{β} は自己しゃへい体から 1m の距離におけるベータ線を放出する放射性物質の皮膚の等価線量率係数 ($Sv \cdot Bq^{-1} \cdot h^{-1}$) を、 h_{skin} は皮膚上の放射性物質の単位密度 ($Bq \cdot m^{-2}$) あたりの皮膚の等価線量率係数 ($Sv \cdot s^{-1} \cdot Bq^{-1} \cdot m^2$) を、 e_{inh} は当該放射性物質の化学形を考慮しない場合における線量告示別表第一第二欄又は第三欄に掲げる値 ($mSv \cdot Bq^{-1}$) のうち、小なるものを、 h_{sub} はサブマージョン実効線量係数 ($Sv \cdot s^{-1} \cdot Bq^{-1} \cdot m^3$) をそれぞれ示す。

別表第三（第一条の二及び第四条関係）

種類が明らかでない放射性物質の場合又は種類が明らかであつて、一種類であり、かつ、別表第一又は第二に数量が掲げられていない放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
区 分	特 別 形 放 射 性 物 質 等 である 場合 の 数 量 （ A_1 値）	特 別 形 放 射 性 物 質 等 以外 の 放 射 性 物 質 等 である 場合 の 数 量 （ A_2 値）	放 射 能 濃 度	放 射 能 量

	単位 TBq	単位 TBq	単位 Bq/g	単位 Bq
1 ガンマ線又はベータ線のみを放出する放射性物質のみが存在する場合	1×10^{-1}	2×10^{-2}	1×10^1	1×10^4
2 アルファ線を放出し、かつ、中性子を放出しない放射性物質のみが存在する場合	2×10^{-1}	9×10^{-5}	1×10^{-1}	1×10^3
3 1及び2以外の場合	1×10^{-3}	9×10^{-5}	1×10^{-1}	1×10^3

備考 第四欄及び第五欄に掲げる数量について、国土交通大臣が適当と認める場合はこの限りでない。

別表第四（第一条の二及び第四条関係）

種類が二種類以上であり、かつ、種類及び種類別の数量の全部又は一部が明らかである放射性物質の場合（別表第五及び別表第六（第二欄に係るものに限る。）に該当する場合を除く。）の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
区分	数量 単位 TBq	放射能濃度 単位 Bq/g	放射エネルギー 単位 Bq
放射性物質の種類、全部及び種類別の数量の全部が明らかでない場合	次の算式を満たす $X_1, X_2, \dots, X_n$ の数量 $\frac{X_1}{X_1} + \frac{X_2}{X_2} + \dots + \frac{X_n}{X_n} = 1$	同 左	同 左
放射性物質の種類、全部又は一部が明らかであつて種類別の数量の一部が明らかでない場合	次の算式を満たす $X_1, X_2, \dots, X_n$ 及び y の数量 $\frac{X_1}{X_1} + \frac{X_2}{X_2} + \dots + \frac{X_n}{X_n} + \frac{y_n}{Y_n} = 1$	同 左	同 左

備考 $x_1, x_2, \dots, x_n$ は種類及び種類別の数量が明らかでない各放射性物質の数量を、 $X_1, X_2, \dots, X_n$ はそれぞれ $x_1, x_2, \dots, x_n$ に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量を、 y は種類又は種類別の数量が明らかでない放射性物質の数量を、 Y は y に係る放射性物質の種類、全部が明らかでない場合にあつてはそれらの種類に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量のうち最小のものを、 y に係わる放射性物質の種類、全部又は一部が明らかでない場合にあつては y に係る放射性物質に対する別表第三に掲げる数量を示す。

別表第五（第一条の二及び第四条関係）

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部又は一部が明らかで、種類別の分率が明らかである放射性物質の場合（特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合に限り、別表第六（第二欄に係るものに限る。）に該当する場合を除く。）の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
区分	数量（A ₂ 値） 単位 TBq	放射能濃度単位 Bq/g	放射能量 単位 Bq
放射性物質の種類が全部が明らかな場合	$\frac{1}{f_1/X_1 + f_2/X_2 + \cdots + f_n/X_n}$	同 左	同 左
放射性物質の種類の一部が明らかな場合	$\frac{1}{f_1/X_1 + f_2/X_2 + \cdots + f_n/X_n + f_y/Y}$	同 左	同 左

備考 f_1 、 f_2 、 $\cdots$ 、 f_n は種類が明らかな各放射性物質の分率、 X_1 、 X_2 、 $\cdots$ 、 X_n は f_1 、 f_2 、 $\cdots$ 、 f_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量を、 f_y は種類が明らかなでない放射性物質の分率を、 Y は別表第三に掲げる数量を示す。

別表第六（第四条関係）

種類が一連の原子核の崩壊連鎖の系列からなり、かつ、その混合比が天然のものと等しい放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形放射性物質等である場合の数量（A ₁ 値） 単位 TBq	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量（A ₂ 値） 単位 TBq
その系列のすべての放射性物質（親核種を除く。）の物理的半減期が一〇日を超えず、かつ親核種の物理的半減期より短い場合	親核種に対する別表第一、別表第二又は別表第三の第二欄に掲げる数量	親核種に対する別表第一、別表第二又は別表第三の第三欄に掲げる数量
その系列の娘核種のうち、その物理的半減期が一〇日を超え、又は親核種の物理的半減期より長いものがある場合	次の算式を満たす x_1 、 x_2 、 $\cdots$ 、 x_n の数量 $\frac{x_1}{X_1} + \frac{x_2}{X_2} + \cdots + \frac{x_n}{X_n} = 1$	次の算式を満たす x_1 、 x_2 、 $\cdots$ 、 x_n の数量 $\frac{x_1}{X_1} + \frac{x_2}{X_2} + \cdots + \frac{x_n}{X_n} = 1$

備考 x_1 、 x_2 、 $\cdots$ 、 x_n は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性物質（テラベクレル）を、 X_1 、 X_2 、 $\cdots$ 、 X_n はそれぞれ x_1 、 x_2 、 $\cdots$ 、 x_n に係る各放射性物質に対する別表第一、別表第二又は別表第三に掲げる数量（テラベクレル）を示す。

別表第七（第十四条の五、第十四条の六、第十七条の三、第十七条の四関係）防護対象特定核燃料物質

一 区分一

イ 照射されていない次に掲げる物質

- (1) プルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が一〇〇分の八〇を超えるものを除く。以下同じ。）及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が二キログラム以上のもの
- (2) ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が一〇〇分の二〇以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が五キログラム以上のもの
- (3) ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が二キログラム以上のもの

ロ 照射されたイに掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において、当該物質から放出された放射線が空気に吸収された場合の吸収線量率（以下「吸収線量率」という。）が毎時一グレイ以下のもの

二 区分二

イ 照射された前号イに掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が毎時一グレイを超えるもの（第三号ニに掲げるものを除く。）

ロ 照射されていない次に掲げる物質

- (1) プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が五〇〇グラムを超え二キログラム未満のもの
- (2) ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が一〇〇分の二〇以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラムを超え五キログラム未満のもの
- (3) ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が一〇〇分の一〇以上で一〇〇分の二〇に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一〇キログラム以上のもの
- (4) ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が五〇〇グラムを超え二キログラム未満のもの

ハ 照射されたロに掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が毎時一グレイ以下のもの

ニ 照射された次に掲げる物質であつて、照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が毎時一グレイを超えていたもの（第三号ニに掲げるものを除く。）

- (1) ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率であるウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの
- (2) ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの
- (3) トリウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの
- (4) ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超え一〇〇分の一〇に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質

三 区分三

イ 照射された前号ロに掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量

率が毎時一グレイを超えるもの（ニに掲げるものを除く。）

ロ 照射されていない次に掲げる物質

- (1) プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が一五グラムを超え五〇〇グラム以下のもの
- (2) ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が一〇〇分の二〇以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一五グラムを超え一キログラム以下のもの
- (3) ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が一〇〇分の一〇以上で一〇〇分の二〇に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一キログラムを超え一〇キログラム未満のもの
- (4) ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超え一〇〇分の一〇に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が一〇キログラム以上のもの
- (5) ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が一五グラムを超え五〇〇グラム以下のもの

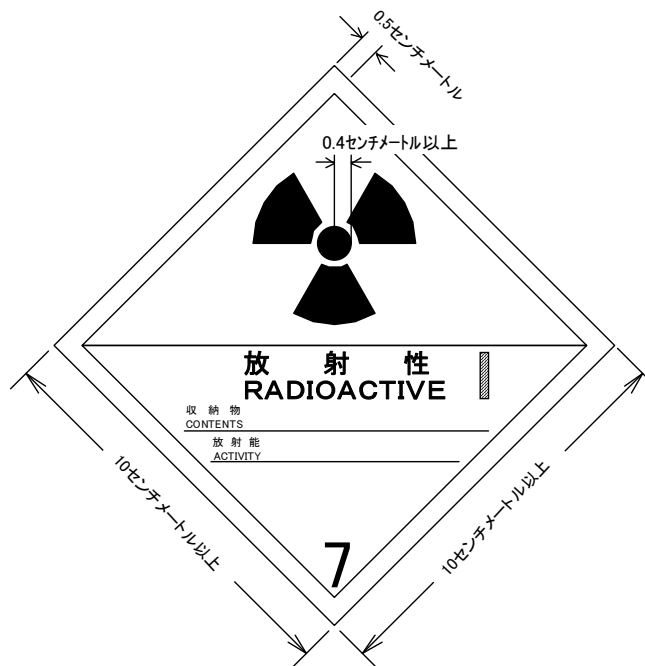
ハ 照射されたロに掲げる物質（照射されたロ(4)に掲げる物質であつて照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が毎時一グレイを超えていたもの及びニに掲げるものを除く。）

ニ 照射された第一号イ、第二号ロ、ニ又はロに掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物に含まれるものに限る。）

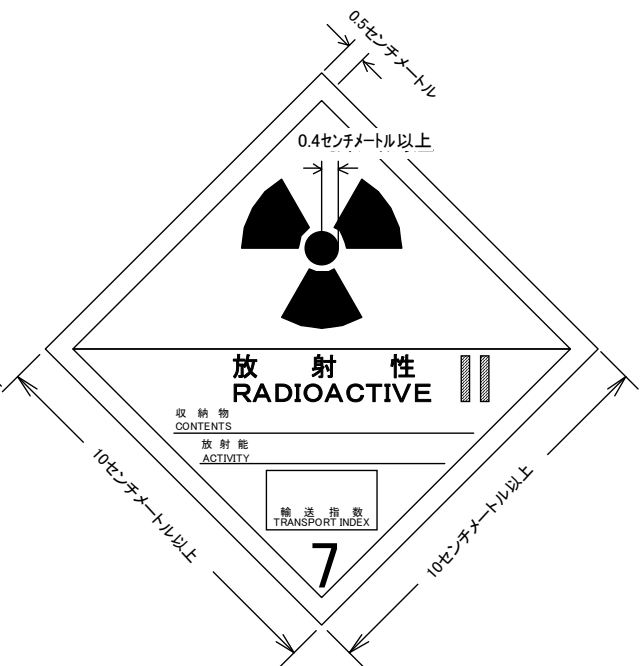
備考 この表において放射性物質の量については、一の船舶で運送される放射性物質の総量とする。

第 1 号様式（第 15 条、第 18 条の 7 の 2 関係）

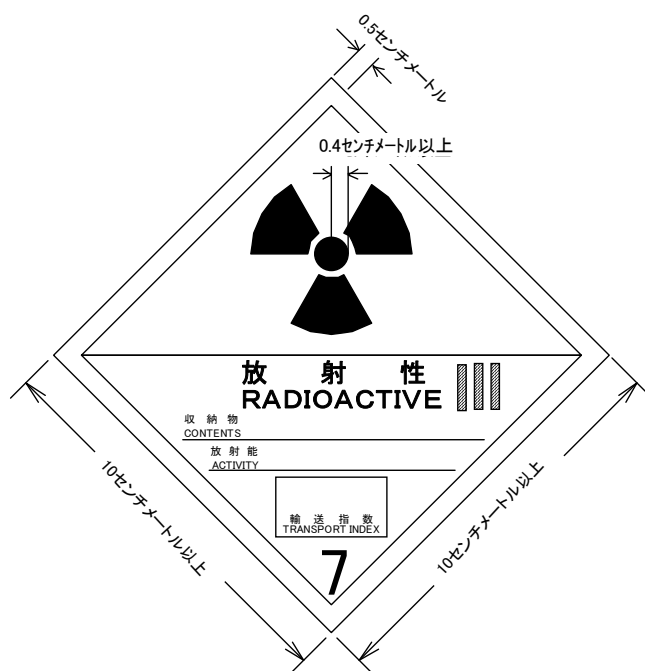
第一類白標札



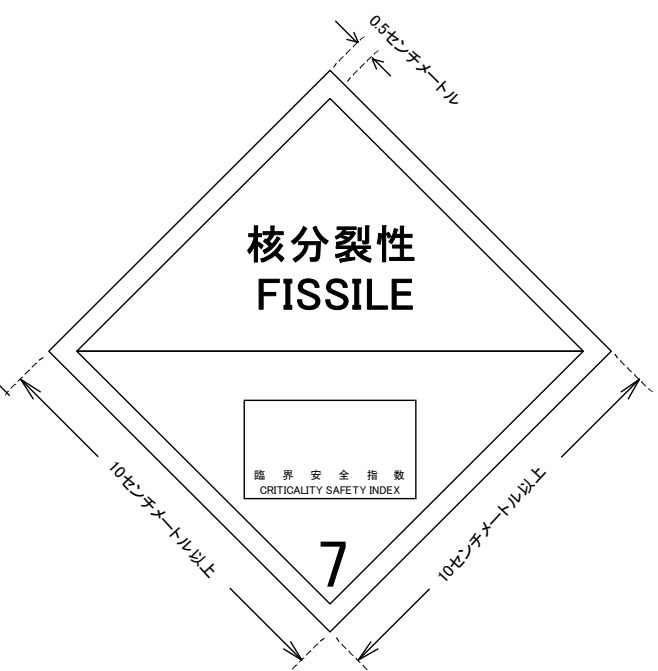
第二類黄標札



第三類黄標札



臨界安全指数標札



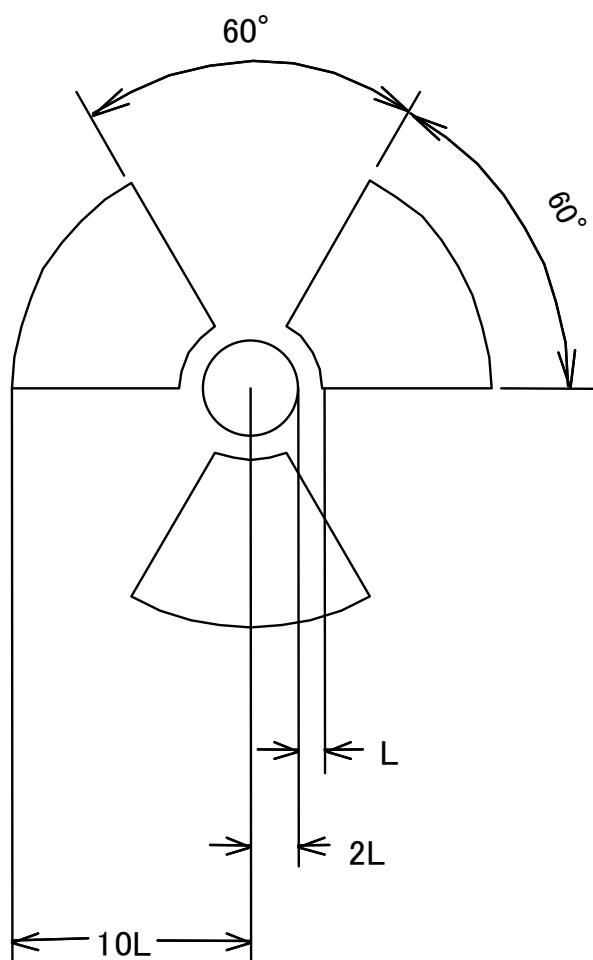
- 注 1 三葉マークは、第 2 号様式によるものとする。
- 2 収納物の欄には、収納され、又は包装されている放射性物質等の名称（当該放射性物質等が低比放射性物質等に該当する場合にあつては、名称（L S A－I に該当するものの名称を除く。）及び低比放射性物質等の区分）を記入すること。この場合において、複数の放射性物質等が収納され、又は包装されているときは、そのうち代表的なものの名称をできる限り記入することとする。
- 3 放射能の欄には、収納され、又は包装されている放射性物質等の放射能の量の合計

- をベクレル単位で記入すること。ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合に
あつては、その放射能の量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。
- 4 2 及び 3 にかかわらず、収納され、又は包装されている放射性物質等が異なる二以
上の放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及びコンテナにあ
つては、収納物及び放射能の欄には、「携行書類を見ること（See Transport Documents）」
と記載することができる。
- 5 輸送指数の欄には、輸送指数を記入すること。
- 6 臨界安全指数の欄には、臨界安全指数を記入すること。
- 7 本邦内のみを運送されるものにあつては英語の部分、本邦外を運送されるものに
あつては日本語の部分それぞれ削ることができる。
- 8 標札を放射性輸送物、オーバーパック又は放射性輸送物が収納されているコンテナ
（以下「放射性輸送物等」という。）に付した場合であつて、当該標札と放射性輸送
物等との境界を識別できるように点線又は実線により境界線を明確に表示すること。
- 9 ふちの内側の線の太さは 2 ミリメートル以上とする。
- 1 0 色彩は、次表によるものとする。

部 分	色 彩
上 半 分 の 地	黄（第一類白標札及び臨界安全指数標札にあつては、白）
三 葉 マ ー ク	黒
下 半 分 の 地	白
文 字	黒
斜線を施した部分	赤
ふ ち の 部 分	白
ふ ち の 内 側 の 線	黒
区 分 線	黒

第2号様式（第16条関係）

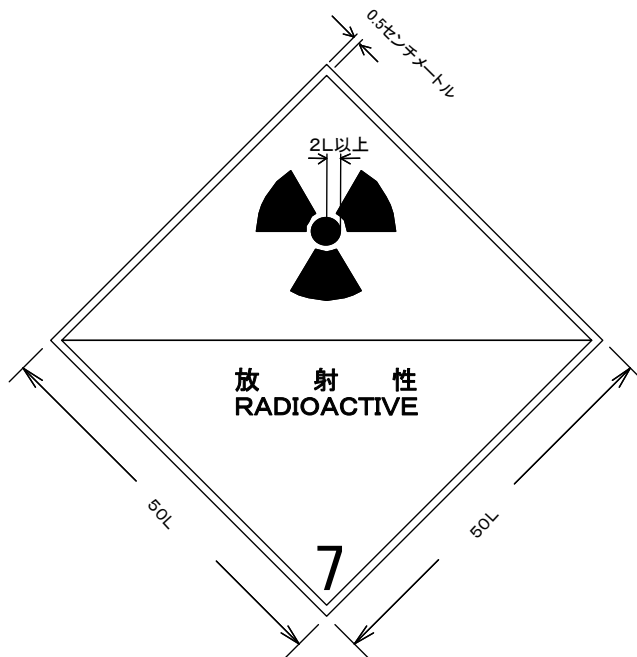
三葉マーク



注 1 L は、0.2 センチメートル以上とする。

第 3 号様式（第 17 条関係）

コンテナ標識

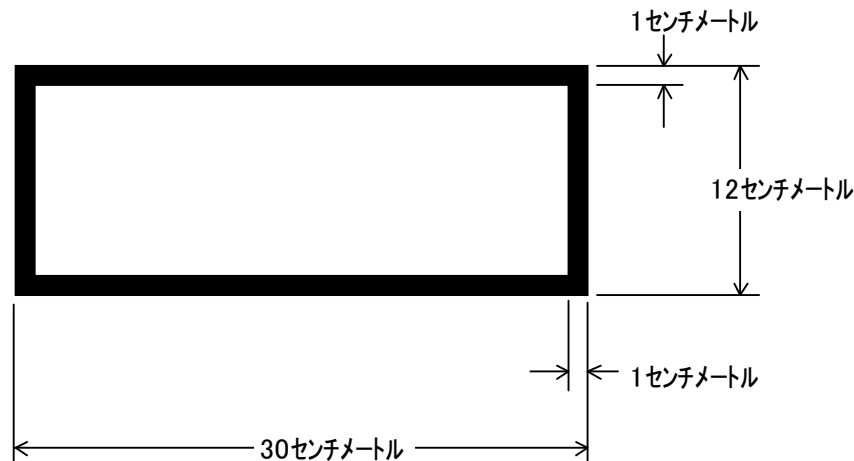


- 注 1 三葉マークは、第 2 号様式によるものとする。
- 2 L は、0.5 センチメートル以上とする。
- 3 数字「7」の高さは 2.5 センチメートル以上とする。
- 4 本邦内のみを運送されるものにあつては英語の部分を、本邦外を運送されるものにあつては日本語の部分をそれぞれ削ることができる。
- 5 国連番号を表示する場合には、下半分の白地上に表示するものとする。この場合においては、「放射性（RADIOACTIVE）」の文字を削ることができる。
- 6 色彩は、次表によるものとする。

部 分	色 彩
上 半 分 の 地	黄
三 葉 マ ー ク	黒
下 半 分 の 地	白
文 字	黒
ふ ち の 部 分	白
ふちの内側の線	黒
区 分 線	黒

第4号様式（第17の2条関係）

国連番号用表示



注 色彩は、次表によるものとする。

部 分	色 彩
地	だいたい
ふ ち の 部 分	黒

別記第一（第四条関係） 特別形放射性物質等に係る試験

一 衝撃試験

試験しようとする放射性物質等をできるだけ模擬した供試物（以下「供試物」という。）を九メートルの高さから落下させること。

二 打撃試験

供試物を表面が滑らかな鉛板の上に置き、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製棒の平端面で打つこと。この場合において、鉛板は厚さが二・五センチメートル以下のものとし、鋼製棒はその平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

三 曲げ試験

供試物を水平にクランプ面からその二分の一が出るように固定し、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製棒の平端面で打つこと。この場合において、鋼製棒は、その平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

四 加熱試験

供試物を摂氏八〇〇度の空気中に一〇分間置くこと。

五 浸漬せき試験

イ 固体状の放射性物質等（カプセルに封入されたものを除く。）にあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

- (1) 常温の水中に七日間浸漬せきさせること。
- (2) 常温の水中に浸漬せきした状態で摂氏五〇度まで加熱し、四時間保持させること。
- (3) 摂氏三〇度以上であつて湿度九〇パーセント以上の空気中に七日間置くこと。
- (4) 常温の水中に浸漬せきした状態で摂氏五〇度まで加熱し、四時間保持させること。

ロ カプセルに封入された放射性物質等にあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順

序で行うこと。

- (1) 常温の水中に浸漬せきした状態で摂氏五〇度まで加熱し、四時間保持させること。
- (2) 摂氏三〇度以上であつて湿度九〇パーセント以上の空气中に七日間置くこと。
- (3) 常温の水中に浸漬せきした状態で摂氏五〇度まで加熱し、四時間保持させること。

別記第二（第十条関係）LSA—Ⅲに係る試験

常温の水中に七日間浸漬せきさせること。

別記第三（第六条、第十二条の二関係）A型輸送物に係る条件

一 条件

イ 毎時五〇ミリメートルの雨量に相当する水を一時間吹き付けること。

ロ イの条件の下に置いた後、次の条件の下に置くこと。

- (1) その質量が、五、〇〇〇キログラム未満のものにあつては一・二メートルの高さから、五、〇〇〇キログラム以上一〇、〇〇〇キログラム未満のものにあつては〇・九メートルの高さから、一〇、〇〇〇キログラム以上一五、〇〇〇キログラム未満のものにあつては〇・六メートルの高さから、一五、〇〇〇キログラム以上のものにあつては〇・三メートルの高さから、それぞれ最大の破損を及ぼすように落下させること。
- (2) その質量が五〇キログラム以下のファイバー板製又は木製の直方体のものにあつては各コーナーに対して、その質量が一〇〇キログラム以下のファイバー板製の円筒形のものにあつては各縁の四半分ごとに対して、〇・三メートルの高さから、それぞれ最大の破損を及ぼすように落下させること。
- (3) その質量の五倍に相当する荷重又は鉛直投影面積に一三キロパスカルを乗じて得た値に相当する荷重のうち、いずれか大きいものを二四時間加えること。
- (4) 重量が六キログラムであり、直径が三・二センチメートルの容易に破損しない棒であつて、その先端が半球形のものを一メートルの高さから当該放射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。

二 液体状又は気体状の放射性物質等に係る追加条件

前号の条件の下に置くほか、次のイ及びロの条件のうち、最大の破損を受ける条件の下に置くこと。ただし、気体状のトリチウム又は希ガスが収納されているものにあつては、この限りでない。

イ 九メートルの高さから最大の破損を及ぼすように落下させること。

ロ 前号ロ(4)に規定する棒を一・七メートルの高さから当該輸送物の最も弱い部分に落下させること。

別記第四（第七条関係）BM型輸送物に係る条件

- 一 摂氏三八度である環境に一週間放置すること。この場合において、次の表の上欄に掲げる放射性輸送物の表面の形状及び位置の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日光の直射による入熱を一日につき一二時間負荷すること。

表面の形状及び位置		日光の直射による入熱（ワット毎平方メートル）
水平に輸送される平面	底面	〇
	その他	八〇〇
水平に輸送されない下向きの表面		二〇〇
垂直に輸送される表面		二〇〇
その他の表面		四〇〇

- 二 別記第三第一号の条件の下に置くこと。

別記第五（第八条関係）BM型輸送物に係る条件

- 一 第二号の条件の下で放射性輸送物が最大の破損を受けるような順序で次のイ及びロの条件の下に順次置くこと。
 - イ 九メートルの高さから落下させること。ただし、その質量が五〇〇キログラム以下、比重が一以下、かつ、収納され、又は包装されている放射性物質等が特別形放射性物質等以外のものであつて、当該放射性物質等の放射能の量が A_2 値の一、〇〇〇倍を超えるものにあつては、これに代えて、質量が五〇〇キログラム、縦及び横の長さが一メートル、下面の端部及び隅角部の曲率半径が六ミリメートル以下の軟鋼板を九メートルの高さから当該放射性輸送物が最大の破損を受けるように水平に落下させること。
 - ロ 垂直に固定した直径が一五センチメートルであり、長さが二〇センチメートルの軟鋼丸棒であつて、その上面が滑らかな水平面であり、かつ、その端部の曲率半径が六ミリメートル以下のものに一メートルの高さから落下させること。
- 二 第一号の条件の下に置いた後、摂氏三八度の空気中で輸送物内部に収納される放射性物質の最大発熱量を負荷し、かつ、別記第四第一号に定める日光の直射による入熱を負荷した状態で熱的に平衡な状態に置いた放射性輸送物を最小〇・九の平均火炎放射率の熱流束にあり、かつ、摂氏八〇〇度の火炎にさらされる環境に三〇分間置いた後、容器に収納される放射性物質等の最大発熱量を負荷しつつ、かつ、別記第四第一号に定める日光の直射による入熱を負荷しつつ摂氏三八度の空気中で冷却すること。この場合において、放射性輸送物の表面の熱吸収率は〇・八又は実証された値とし、人為的に冷却してはならない。
- 三 深さ一五メートルの水中に八時間浸漬せきさせること。

別記第六（第八条の二関係） A_2 値の一〇〇、〇〇〇倍の放射能を有する放射性物質が収納されている放射性輸送物に係る条件

深さ二〇〇メートルの水中に一時間浸漬させること。

別記第七（第一二条関係）IP-2型輸送物に係る条件

別記第三第一号ロ(1)、(2)及び(3)の条件又はこれと同等と国土交通大臣が認める条件の下に置くこと。

別記第八（第一三条関係）核分裂性輸送物に係る条件

- 一 別記第三第一号イの条件の下に置くこと。
- 二 前号の条件の下に置いた後、次の条件の下に置くこと。
 - イ 別記第三第一号ロ(1)の条件の下に置くこと。
 - ロ 別記第三第一号ロ(2)、(3)及び(4)の条件の下に置くこと。

別記第九（第一四条関係）核分裂性輸送物に係る条件

- 一 放射性輸送物内部の空間について水の浸入又は浸出があること。ただし、水の浸入又は浸出を防止する特別な措置が講じられた空間にあつては、この限りでない。
- 二 放射性物質等は中性子増倍率（原子核分裂の連鎖反応において、核分裂により放出された一個の中性子ごとに、次の核分裂によつて放出される中性子の数をいう。）が最大となる配置及び減速状態にあること。
- 三 密封装置の周囲に、厚さ二〇センチメートルの水による中性子の反射があること。

別記第十（第一四条関係）核分裂性輸送物に係る条件

次の各号の条件のうち、最大の破損を受ける条件の下に置くこと。

一 次の条件の下に順次置くこと。

イ 別記第八の条件の下に置くこと。

ロ ハの条件の下で放射性輸送物が最大の破損を受けるような順序で次に掲げる条件の下に順次置くこと。

(1) 別記第五第一号ロの条件の下に置くこと。

(2) 九メートルの高さから落下させること。ただし、その質量が五〇〇キログラム以下、比重が一以下のものにあつては、これに代えて、質量が五〇〇キログラム、縦及び横の長さが一メートル、下面の端部及び隅角部の曲率半径が六ミリメートル以下の軟鋼板を九メートルの高さから当該放射性輸送物が最大の破損を受けるように水平に落下させること。

ハ 別記第五第二号の条件の下に置くこと。

ニ 深さ〇・九メートルの水中に八時間浸漬せきさせること。ただし、規則第八十一条第二号における臨界の評価の際に、水の浸入又は浸出があらかじめ想定されているものにあつては、この限りでない。

二 次の条件の下に順次置くこと。

イ 別記第八の条件の下に置くこと。

ロ 深さ一五メートルの水中に八時間浸漬させること。

別記第十一（第十四条関係）核分裂性輸送物に係る条件

一 別記第九第三号の条件の下に置くこと。

二 当該核分裂性輸送物相互間には中性子増倍率が最大となるような状態とすること。

別記第十二（第十四条の三関係）六フッ化ウランを収納している放射性輸送物にかかる条件

次の各号の条件のうち、いずれかの条件

一 次の条件の下に置くこと。

イ 二・七六メガパスカル以上の圧力を水圧で負荷すること。

ロ 運送中に予想される圧力の最大値の二倍の圧力を水圧で負荷した後、当該最大圧力の一・五倍の圧力まで下げること。

ハ 弁を取り付けた後、〇・六九メガパスカルの気圧を負荷すること。

二 次の条件の下に置くこと。

イ 一・三八メガパスカル以上の圧力を水圧で負荷すること。

ロ 前号ロ及びハの条件

別記第十三（第十四条の四関係）六フッ化ウランを収納している放射性輸送物にかかる条件

別記第三第一号ロ(1)及び(2)の条件の下に置くこと。

別記第十四（第十四条の四の二関係）六フッ化ウランを収納している放射性輸送物にかかる条件

別記第五第二号の条件の下に置くこと。